

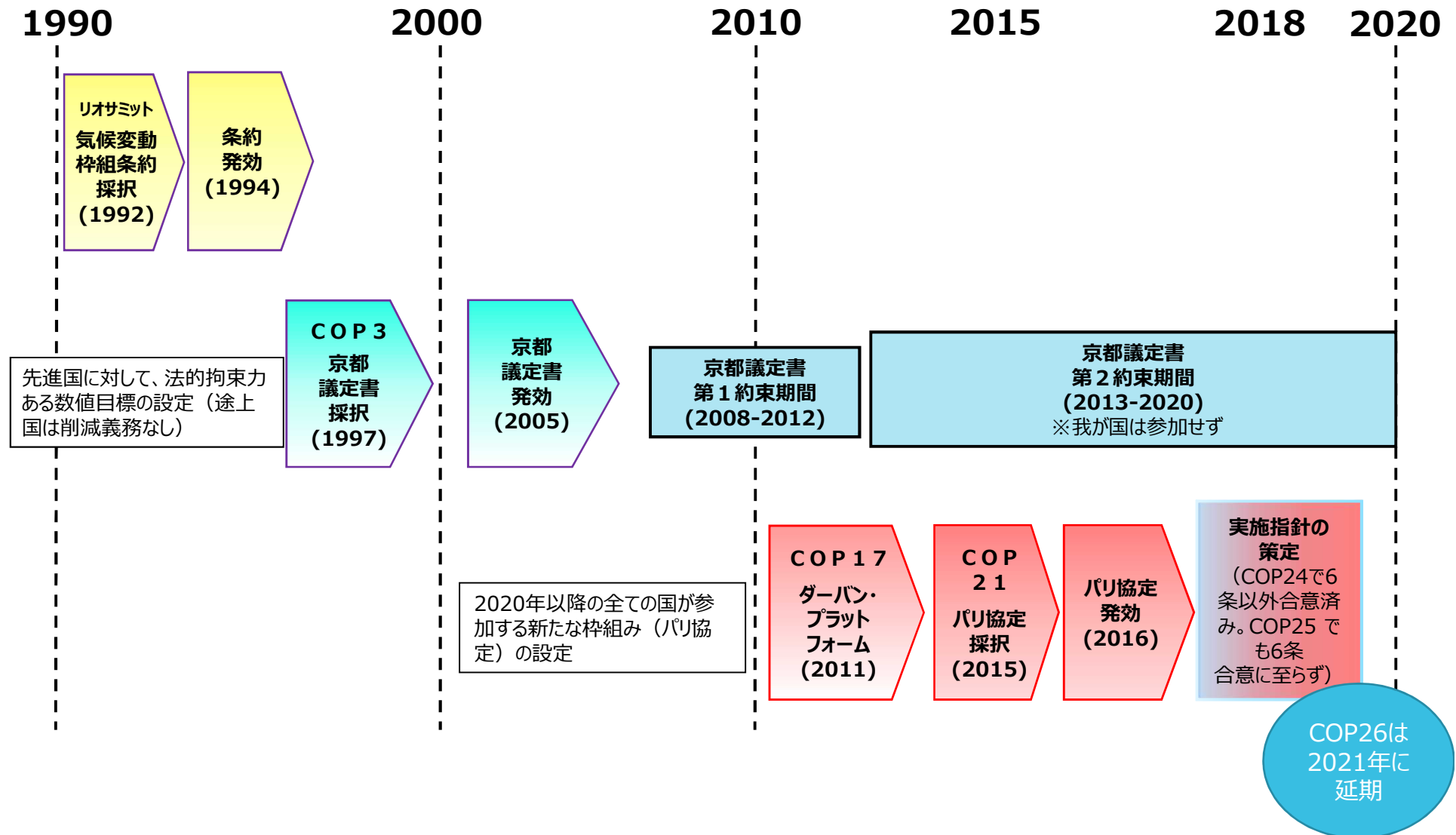
気候変動枠組条約第26回締約国会議 (COP26) の結果について

**2022年2月
環境省地球環境局**

- 1. COP26の概要/意義**
- 2. COP26の主な成果**
- 3. 我が国からの情報発信**
- 4. COP26を受けて**

1. COP26の概要

気候変動対策の国際交渉の経緯（締約国会議＝COP）

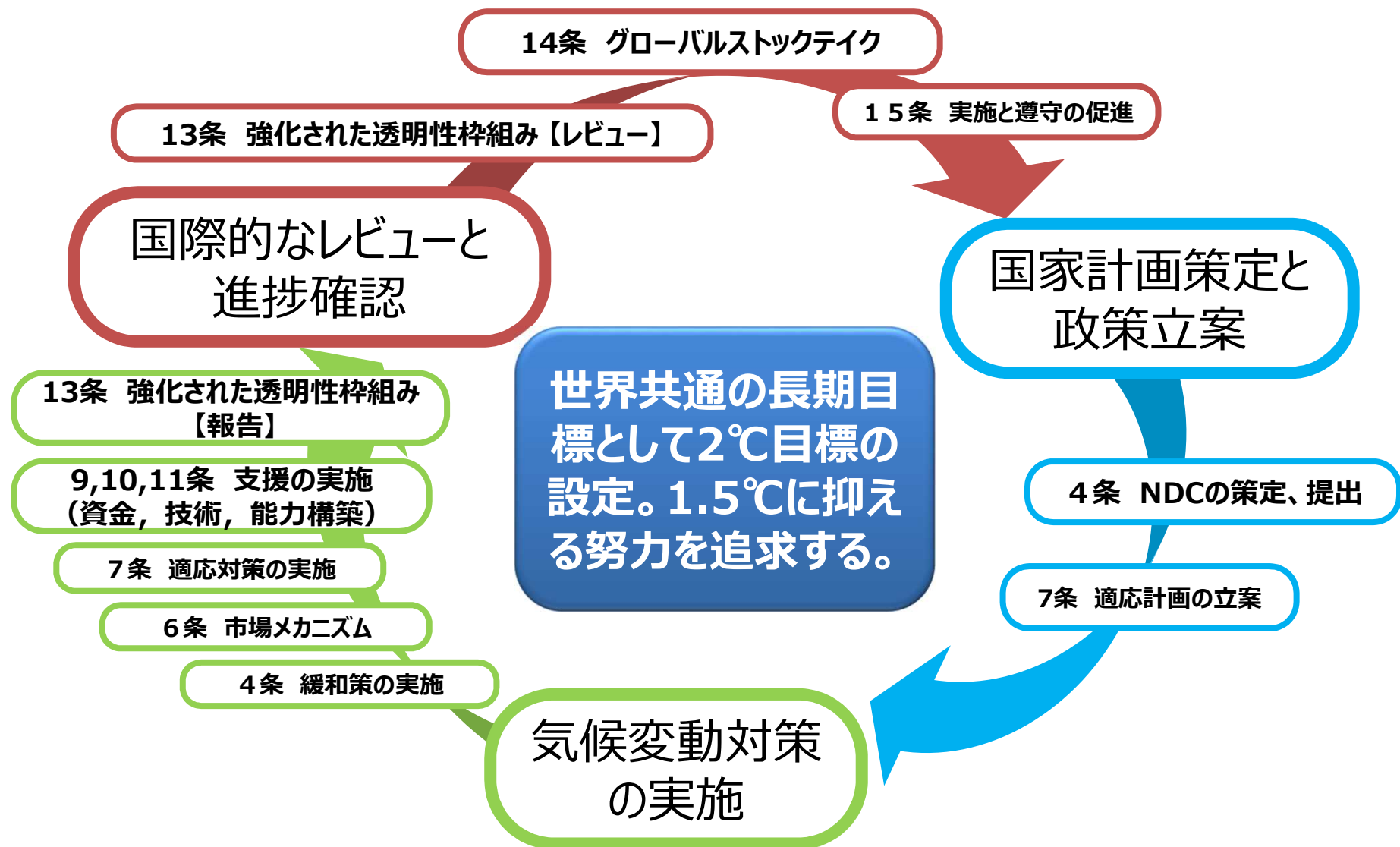


パリ協定（Paris Agreement）の概要

- C O P 21（2015年11月30日～12月13日、於：フランス・パリ）において採択
2016年11月に発効。
- ✓ 「京都議定書」に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。
- ✓ 先進国及び途上国が参加する公平な合意。

- パリ協定には、以下の要素が盛り込まれている。
- ✓ 世界共通の長期目標として2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求すること、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡することに言及
- ✓ 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新。
- ✓ 我が国提案の二国間クレジット制度（JCM）も含めた市場メカニズムの活用を位置付け。
- ✓ 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
- ✓ 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。
- ✓ すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受ける。
- ✓ 5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み（グローバル・ストックテイク）。

パリ協定に基づく取組の前進・向上の仕組み



パリ協定と京都議定書 ①構成

ポイント	パリ協定	京都議定書
世界全体の目標・目的 (2条)	産業革命前からの気温上昇を2℃より十分低く保持、1.5℃に抑える努力を追求 等	目標の規定なし（前文「条約の目的※の達成のため」） ※影響のないレベルでの濃度安定化
各国の削減目標 (4条)	すべての国が、自ら定める目標 Nationally Determined Contribution(NDC)を5年ごと提出・更新 目標年等について、共通の時間軸（Common Time Frames）を検討	先進国のみの削減目標
市場メカニズム (6条)	国連管理型メカニズム（6条4項）に加え、二国間のメカニズム（6条2項）、非市場アプローチ（6条8項）を規定	国連管理型の京都メカニズム（CDM等）
適応、資金等 (7～11条)	排出削減（緩和）に加え、適応、ロス&ダメージ、資金、技術、キャパビル等の要素を広く規定	緩和にフォーカス
透明性（各国の状況の報告等） (13条)	すべての国に適用される透明性枠組み（2年ごとの報告、専門家レビュー等）	先進国が取組状況を報告・検証（途上国に適用無し）
点検サイクル (14条)	2023年以降5年ごとに、世界全体の進捗を点検（Global Stocktake） 各国はその結果を踏まえ次の目標を検討・設定	点検・更新の規定なし

パリ協定と京都議定書 ②各国の目標について

ポイント	パリ協定	京都議定書
対象国	全ての締約国（192カ国・1地域）	先進国（条約附属書Ⅰ国）のみ （36カ国・1地域）
目標に関する義務	・NDCを作成し、通報し、維持すること ・NDCを達成するための国内対策をとること ・NDCの通報は少なくとも5年ごとに行うこと ・5年ごとに提出するNDCは、従来のものよりも前進を示す	目標の達成を確保すること
不遵守の場合の罰則	無し	排出量取引の停止等の 罰則措置あり 。
目標年	目標年の規定なし（目標年も各国が決定）	第一約束期間（2008-2012） 第二約束期間（2013-2020） の目標を設定。
先進国と途上国の差異	先進国は経済全体の絶対量目標を設定し主導すべき 途上国は削減努力を強化すべきであり、経済全体の目標への移行を奨励	先進国のみが目標を設定 途上国には適用なし

2021年の気候変動関連の主要スケジュール



- 4月16日 **日米首脳会談**
- 4月22日～23日 **気候サミット (Leaders' Climate Summit) (米主催)**
- 5月20日～21日 **G7気候・環境大臣会合**
- 6月11日～13日 **G7サミット (イギリス)** ※各国はNDC (国別削減目標) と長期戦略をCOP26までに提出することにコミット
- 7月22～23日 **G20環境・気候・エネルギー大臣会合 (イタリア)**
- 7月25～26日 **COP26議長主催気候変動閣僚級会合(イギリス)**
- 9月17日 **MEF (エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム) (米主催)**
- 9月24日 **QUAD首脳会合 (アメリカ)**
- 9月21～25日,27日 **国連総会**
- 9月30日～10月2日 **プレCOP (イタリア)**
- 10月26日～28日 **ASEAN首脳会合**
- 10月30日～31日 **G20 サミット (イタリア)**
- 10月31日～11月12日 **COP26 (イギリス)**
※11/1日～2日は首脳級

※赤字は首脳級

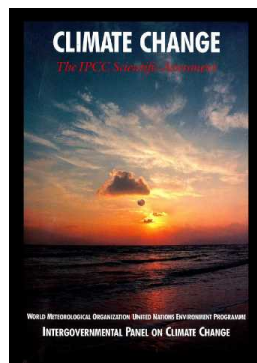
IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change) による科学的知見の提供



評価報告書

- IPCC (気候変動に関する政府間パネル) は、WMO (世界気象機関) と UNEP (国連環境計画) により1988年に設置された政府間組織であり、世界の政策決定者等に対し、**科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援**。これまで5度にわたり評価報告書を作成

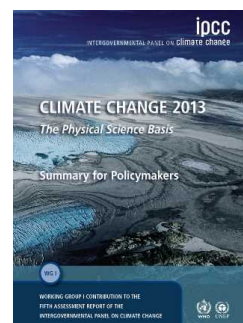
第1次評価報告書 (1990年)



人為起源の温室効果ガスは
気候変化を生じさせるおそれがある。



第5次評価報告書 (2013~2014年)



- 気候システムの温暖化には疑う余地がない。
- **温暖化の主な要因は、人間活動の可能性が極めて高い。(95%以上)**
- 温暖化対策をとらなかった場合、**今世紀末の気温上昇は2.6~4.8℃**となる可能性が高い。
- 2℃目標の緩和経路は複数ある。どの経路においても以下を要する。
 - ① **2050年までに40~70%削減** (2010年比)
 - ② **21世紀までに排出をほぼゼロ**

※2021~2022年 第6次評価報告書 (AR6) 公表予定

1.5℃特別報告書

- 2018年10月に、1.5℃特別報告書を提出。同報告書では、現時点で約1度温暖化しており、現状のペースでいけば2030年~2052年の間に1.5度まで上昇する可能性が高いこと。**1.5度を大きく超えないためには、2050年前後のCO2排出量が正味ゼロとなる必要がある**との見解を示す
- パリ協定に基づき**各国が提出した目標により2030年の排出量では、1.5℃に抑制することはできず、将来の大規模な二酸化炭素除去方策の導入が必要となる可能性がある**

IPCC第6次評価報告書（要約）



<報告書の議論の対象について>

- IPCCの**第Ⅰ作業部会(WG1)**は気象科学等の自然科学的根拠、**WG2**は温暖化による社会への影響やそれに対する適応、**WG3**は温暖化の緩和を取扱い、各作業部会における報告書と3つの報告書を統合した報告書が公表される。

<第6次評価報告書に関するスケジュール>

- 2021年8月に**WG1の報告書承認・受諾済**。
- 2022年2月にWG2、同年3月にWG3、同年9月に統合報告書の公表を予定。

■ <政策決定者向け要約のポイント>

- 「人間の影響が大気・海洋・陸域を温暖化させてきたことは**疑う余地がない**」と報告書に記載され、**人間の活動が温暖化の原因であると初めて断定された**。
- 世界の国々を**地域別に評価を行い**、極端現象（極端な高温、大雨など）が**増加している観測データを得るとともに**、その変化は**人間の影響が関係している可能性が高いことが示された**。
- 世界平均気温は、本報告書で考慮した**全ての排出シナリオにおいて**、少なくとも今世紀半ばまでは**上昇を続けることが示された**。**温室効果ガスの排出の増加を直ちに抑え、その後大幅に減少させるシナリオにおいては、21世紀末に地球温暖化は約1.5℃未満に抑えられる可能性が高い**。
- **極端な高温や大雨**などが起こる**頻度とそれらの強度**が、地球温暖化の進行に伴い**増加**すると予測される。また、気温上昇を2℃と比べて1.5℃に温暖化を抑えることで、これらの**極端現象の頻度等を抑制**しうる。

国連気候変動枠組条約第26回締約国会合（COP26）概要

○日程・開催地等

2021年10月31日から11月13日に英国・グラスゴーにて開催。

（11月1日・2日は首脳級会合「世界リーダーズサミット」：岸田総理が参加）。

○議長

アロク・シャーマ （元英国ビジネスエネルギー産業戦略大臣）

○主な成果

- ☆ カバー決定「グラスゴー気候合意」
： COP26として、気候変動対策の方向性と政治的メッセージを示す包括的な文書。
- ☆ 市場メカニズム（パリ協定6条）等の交渉妥結
- ☆ 議長国プログラム等での有志国によるプレッジ等

我が国も積極的に交渉に貢献し、**パリ協定ルールブックが完成**。また、我が国から、気候変動対策の重点分野における取組の発信や、電力、道路交通、鉄、水素、農業セクターの取組（「グラスゴー・ブレイクスルー」）等の実施枠組みへ参加。**歴史的なCOP**となった。



写真は会場。グラスゴーは産業革命時、蒸気機関を製造し、世界中に輸出。当時のクレーンがモニュメントとして残されている。

国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）結果概要

会合結果のポイント

- COP26が10月31日（日）～11月13日（土）、英国・グラスゴーで開催された。
- 岸田総理が首脳級会合「**世界リーダーズサミット**」に参加した。岸田総理から、2030年までの期間を「**勝負の10年**」と位置づけ、全ての締約国に野心的な気候変動対策を呼びかけた。
- 英国の主導で実施された「議長国プログラム」では、我が国から、気候変動対策の重点分野における取組の発信やグラスゴー・ブレイクスルー等の実施枠組みへの参加等の対応を行った。
- 国連気候変動枠組条約交渉では、我が国も積極的に交渉に貢献し、パリ協定6条（市場メカニズム）をはじめとする重要な交渉議題で合意に至り、**パリ協定ルールブックが完成**。**歴史的なCOP**となった。

1. 首脳級会合「世界リーダーズ・サミット」（11月1日（月）～2日（火））

- 岸田総理から、2030年までの期間を「勝負の10年」と位置づけ、全ての国に野心的な気候変動対策を呼びかけた。
- また、我が国の取組として、
 - ① 我が国の新たな2030年温室効果ガス削減目標、
 - ② 今後5年間の最大100億ドル資金支援の追加コミットメント及び適応資金支援の倍増の表明、
 - ③ アジアにおけるゼロ・エミッション火力転換への支援、
 - ④ グローバル・メタン・プレッジへの参加、等の野心的な気候変動対策について発信を行った。
- 岸田総理の演説での新たなコミットメントには、**多くの参加国・機関から高い評価と歓迎の意が示された**。



世界リーダーズ・サミットで演説を行う岸田総理
官邸HPから引用。

2. 山口壮環境大臣のCOP26会合・イベントへの参加

「パリ協定ルールブックの完成」・「日本の取組の発信」の2つの大きな目的を達成。

● 国際交渉への貢献

- ・長年の宿題であった**市場メカニズムのルール交渉が完結**。今世紀半ばのカーボンニュートラル及び経過点である2030年に向けた**野心的な緩和・適応策を促す文言が盛り込まれる**。
- ・**閣僚級協議やバイ会談**（米中を含む主要10カ国・地域）を通じて、交渉に積極的に関与。
- ・**日本の提案**（政府承認に基づく二重計上防止策）が**市場メカニズムのルール合意のベース**になり、交渉妥結に大きく貢献。

● 日本の取組の発信

- ・ジャパン・パビリオンにおける展示及びイベントの開催等を通して、**国内そして世界の脱炭素化に向けた日本の取組をアピール**。
- ・循環経済とカーボンニュートラル、脱炭素都市、脱炭素社会と福島復興まちづくり等、**7つのサイドイベントに参加**（ビデオメッセージ含む）。



クロージング・プレナリーでのステートメント



米・ケリー大統領特使とのバイ会談



循環経済×カーボンニュートラル イベント 13

2. COP26での交渉詳細と今後

COP26 の主な成果

締約国会議としての決定

○「グラスゴー気候合意（カバー決定）」

： COP26として、気候変動対策の方向性と政治的メッセージを示す包括的な文書。
議長国が各国意見を踏まえて起草し、その内容について各国が議論し、決定。

- ・ 1. 5℃努力目標追求の決意を確認
- ・ 排出削減に関する今後の検討道行き等にも言及
- ・ 石炭火力、非効率な化石燃料補助金等
- ・ 2025年までに先進国の適応資金を2019年の水準から倍増

○各議題の決定事項

- ・ パリ協定ルールブックの完成：炭素クレジットの国際取引ルールの設定
- ・ 透明性（排出量、NDC実施状況等の報告表）、NDCの共通の実施期間、ロス&ダメージ、適応、定期レビュー、キャパシティビルディング等
- ・ 気候資金

： 2020年までの年間1000億ドルの目標(先進国→途上国)の2025年までの達成

： 2025年以降の新規数値目標について、新たな協議体を立ち上げ、2024年まで議論

議長国プログラム等での有志国によるプレッジ ⇒ 有志連合

例) ○「グラスゴー・ブレイクスルー」（電力、道路交通、鉄、水素、農業）

○グラスゴー・フィナンシャル・アライアンス・フォー・ネットゼロ(GFANZ)

- ・ 世界の機関投資家や金融機関などが加盟する枠組み
- ・ 脱炭素に向けた途上国への資金供給を強化する方針

○森林・土地利用 ○海運 ○自動車等

COP26の意味するところ（概観）

節目。潮目の変わるCOP

←対策実施主体の広がり・各国間交渉に加え各主体の気候行動の重点化

京都議定書は先進国のみの排出削減数値目標、パリ協定で先進国＋途上国の排出削減数値目標（各国が掲げる）と、排出削減に関する主体を広げてきた。

今次COPでは毎日テーマ（資金、エネルギー等）を設定し、**広いステークホルダーズによる対策の実施約束（プレッジ）**を喚起。対策を、関連する主体・セクターによる様々な行動・しくみによって促進する必要がある、という考え。

COPの場を、**交渉に加え、気候変動についての排出削減（緩和）・適応・資金に関する実質的な行動の促進にも重点をおく場とする「しかけ」**が複数決定されている。

参考：COP26の構成

冒頭に首脳級セッションを設定。閣僚級交渉は9日～。英国政府は日替わりでテーマを設定し、議長国主催のイベントを開催。様々な主体の自主的な対策約束（プレッジ）を演出。⇒**有志連合**

10/31(日) 開会	11/1(月) ワールトリーダーズサミット (首脳級)	11/2(火)	11/3(水) 資金	11/4(木) エネルギー	11/5(金) 1人及び市民 のエンパワメント	11/6(土) 自然
11/7(日)	11/8(月) 適応 ロス&ダメージ	11/9(火) ジェンダー 科学及び イノベーション	11/10(水) 交通	11/11(木) 都市・地域 及び環境の 構築	11/12(金)	11/13(土) 1日延長
閣僚級						

COP26の意味するところ（概観）

COP26の各種決定には、今後の緩和・適応双方の強化のためのシステム（「しかけ」）が埋め込まれている。

【排出削減（緩和）の強化】

- ・COP27はエジプト（決定）、COP28はUAE（でほぼ決定）。共に途上国。
- ・途上国が適応及び資金に焦点を当てようとしているが、緩和の努力追及なしに1.5℃目標達成・気候変動の緩和はなしえない。

←主要国への緩和の働きかけ、自国での実施：カバー決定「グラスゴー気候合意」

【適応及びロス&ダメージへの対応の強化】

- ・COP27における主要テーマの一つ。日本の取組も注目

（留意点：時間軸）

- ・2022年：NDC再提出・緩和野心作業計画
- ・2023年：グローバルストックテイク（パリ協定の世界全体の実施状況の確認）
適応に関する世界目標（GGA）
- ・2024年まで：2025年以降の新規数値目標

（各種決定に盛り込まれている今後のシステムの例）

- ・各国削減目標（Nationally Determined Contribution (NDC)）について、未だパリ協定の温度目標に沿った新規又は更新したNDCを提出していない国に対して2022年末までに提出するよう要請
- ・緩和野心の、この10年のスケールアップのための作業計画 ・各国削減目標統合報告書の作成（毎年）
- ・全ての国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の逡減（フェーズ・ダウン）及び非効率な化石燃料補助金からのフェーズ・アウトを含む努力の加速を求めること
- ・リーダーズ・ラウンドテーブルの設置
- ・「適応に関する世界目標（パリ協定7条）」策定のための作業計画
- ・先進国に対して、2025年までに途上国の適応支援のための資金を2019年比で最低 2 倍にすること
- ・市民、地域コミュニティ、地方政府、若者や子供などあらゆるステークホルダーとの連携の強化 等

COP26 「カバー決定」のポイント

位置づけ 等

- COP26として、気候変動対策の方向性と政治的メッセージを示す包括的な文書。
- 議長国が各国意見を踏まえて起草し、その内容について各国が議論し、決定。

- **科学**：IPCC第6次報告書の成果への言及等
- **適応**：適応能力の拡大、レジリエンスの強化のための行動や支援の拡大、**地方・国・地域（注：アジア太平洋等）での各種計画への適応の統合**、世界全体の適応ゴールに関する「**グラスゴー・シャルム・エル・シェイク※作業計画**」の開始等 ※COP27開催地の名称（エジプト）
- **適応への資金**：先進国による資金プレッジを歓迎。**先進国に、2019年比で2025年までに少なくとも2倍の気候資金の提供を招請。**
- **緩和**：1.5℃目標の達成に向けた野心の向上（**2022年末までに、パリ協定気温目標に整合するよう、2030年目標を再検討し強化を要請**）、長期戦略の策定の招請、**緩和の野心と実施を緊急にスケールアップするための作業計画の設立**、2030年までの野心に関するハイレベル閣僚級ラウンドテーブルの開催（COP27）、**グリーン電力発電の実装と省エネルギー措置（排出削減対策の講じられていない石炭火力発電の逡減と非効率な化石燃料補助金のフェーズアウトに向けた努力を加速させることを含む）等**
- **資金**：先進国の気候資金目標（官民合わせて年間1,000億ドル） 等
- **気候変動の悪影響に伴う損失と損害（ロス&ダメージ）**：先進国等による支援の招請、COP25で設立した「**サンティアゴ・ネットワーク（技術支援枠組み）**」の稼働に向けた取組と**資金支援**、関連機関の対話の開催等
- **実施**：**グローバルストックテイク（2023年に締約国全体の取組等を評価）**、**NDCの共通の期間（＝コモンタイムフレーム（基本5年に決定））**、**排出報告等透明性に関する途上国支援の増大** 等
- **協力**：民間、市民社会、ユース等非政府主体の関与の重要性

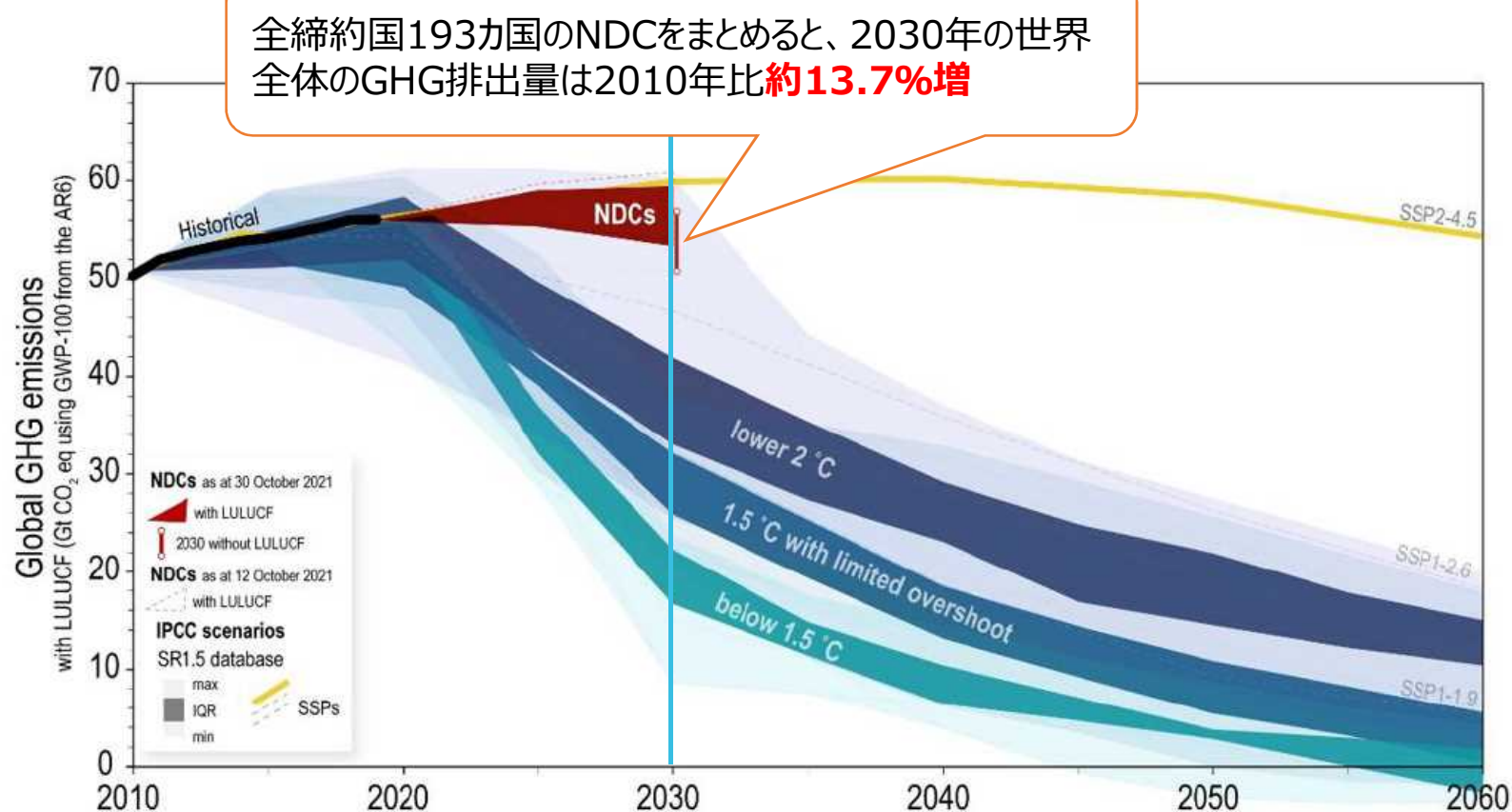
国連によるNDC統合報告書

2021年9月17日報告書公表。
同10月25日、及び同11月4日に追加情報反映



【分析の対象】

- 11月2日までに提出された166件のNDC（パリ協定の全ての締約国：193締約国）。124件の新規または更新NDCを含む。



（出典：Message to Parties and Observers – Nationally Determined Contribution Numbers, 2021年11月、UNFCCC事務局）

(参考 1) 主要国の目標



	中期目標 (NDC)	長期目標
EU	2030年少なくとも▲55% (1990年比) ※欧州理事会 (2020年12月10・11日) 合意 ※2013年比▲44%相当	<u>2050年排出実質ゼロ</u>
英国	2030年までに少なくとも▲68% (1990年比) ※2013年比▲55.2%相当 ※2020年12月4日ジョンソン首相表明 (2035年までに▲78% (1990年比)) ※2013年比▲69%相当 ※2021年4月20日発表 (NDCとしての登録はない)	<u>2050年少なくとも▲100% (1990年比)</u>
米国	2030年に▲50-52% (2005年比) ※2013年比▲45-47%相当 ※2021年4月22日気候サミットでバイデン大統領表明	<u>2050年排出実質ゼロ</u>
カナダ	2030年までに▲40-45% (2005年比) ※2013年比▲39-44%相当	<u>2050年排出実質ゼロ</u>
中国	2030年までに排出量を削減に転じさせる、GDPあたりCO2排出量を2005年比65%超削減 (2020年の国連総会、気候野心サミットで習主席が表明)	<u>2060年CO2排出実質ゼロ</u>
インド	2030年までにエネルギーの50%を再エネで賄う、国内経済の炭素集約度を45%以上削減 (COP26でモディ首相が表明)	<u>2070年排出実質ゼロ</u>

(参考 1 続き) 最近の目標引き上げに関する動向



- 韓国： 2050年実質排出ゼロを文首相が表明（2020年10月）。2030年目標を40%に引き上げ（2021年10月）
- ブラジル： 2050年に実質排出ゼロを達成するとの目標を条約事務局に通報（2021年10月）
- 豪州： 2050年実質排出ゼロをモリソン首相が表明、長期戦略に反映し提出（2021年10月）
- ロシア： 2060年実質排出ゼロを検討している旨、プーチン大統領がイベントで発言（2021年10月）
- UAE： 2050年実質排出ゼロ目標を公表（2021年10月）
- トルコ： 2053年実質排出ゼロを閣議決定するとともに、パリ協定を批准（2021年10月）
- インドネシア： 長期戦略において、2060年又はそれより早く実質排出ゼロに向けて急速に前進する機会を探ると記述（2021年7月）
- 南ア： 低炭素開発戦略において、「2050年までに実質ゼロ排出経済を実現するための旅の始まり」と表記（2020年2月）

パリ協定 6 条の意義、メリットについて

パリ協定 6 条とは

- ・パリ協定の下、国際的な削減量の取引を通じて各国のNDC（削減目標）の達成及び引き上げを実現。環境十全性を確保するためのルール及び国連によるメカニズム等を規定。

6 条が必要である理由

パリ協定の目標達成に必要な世界のGHG排出削減を効率的に促進する上で重要。

- ◆ 6 条ルールは、国同士の排出クレジットの移転だけではなく、航空分野をはじめ、民間企業の自発的なマーケットにおいても準用される、重要なルールである。
- ◆ 6 条の実施ルールが合意され、施行されれば、各国において、より効率的かつ追加的な削減の促進が可能となる。各国が提出したNDCでは120か国以上が6条の活用に言及している。

6 条により期待される効果

- ・専門家によると、6 条の実施により2030年までに世界全体で年間最大で90億トンCO₂の追加的削減量が実現されうるとの試算がある。
- ・2018年のCO₂排出量（エネルギー起源）の約 3 割に相当する量が 6 条により追加的に削減され得る。
- ・グローバルな脱炭素市場や民間投資が活性化することにより、世界的な排出削減と同時に各国の経済成長にも貢献し得る。

COP26における6条の合意と日本の貢献

背景・論点

- パリ協定6条（市場メカニズム）：2018年COP24でパリ協定実施指針（パリ・ルールブック）を採択するも、6条ルールは合意に至らず。2019年COP25で前進するも結論先送り。
- 主な論点：排出削減量の二重計上防止策、京都議定書下の市場メカニズム（CDM）のクレジットのパリ協定への移管、市場メカニズムを通じた適応資金支援

COP26合意内容

- 二重計上防止策：日本提案である排出削減プロジェクトの実施国の政府が「承認」したクレジットのみをNDC等にて利用可とする案が採用
- CDMクレジットのパリ協定への移管：2013年以降に登録されたプロジェクトからのクレジットを対象に
- 6条2項の二国間型メカニズムからの適応への資金支援（パリ協定では6条4項の国連管理型のみ義務として規定）：自主的貢献と報告義務で決定

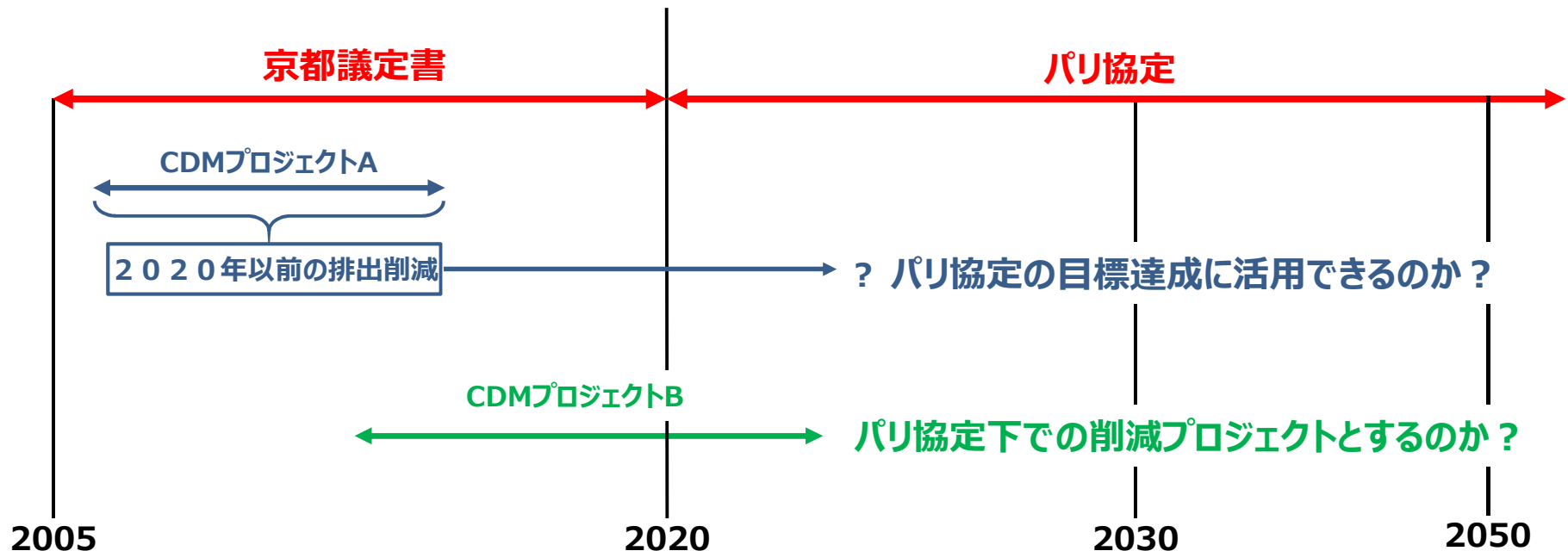
日本の貢献

- 先進的な二国間の市場メカニズムであるJCMの経験を活かして、6条ルールの交渉を主導
- 交渉においても、定量的なデータ・分析・決定テキスト案の提供を通じて議論を促進
- 特に二重計上防止策については、日本提案（ホスト国政府「承認」に基づく二重計上防止策）により交渉を妥結に導く

数量分析：京都メカニズム下のプロジェクト・クレジットの移管

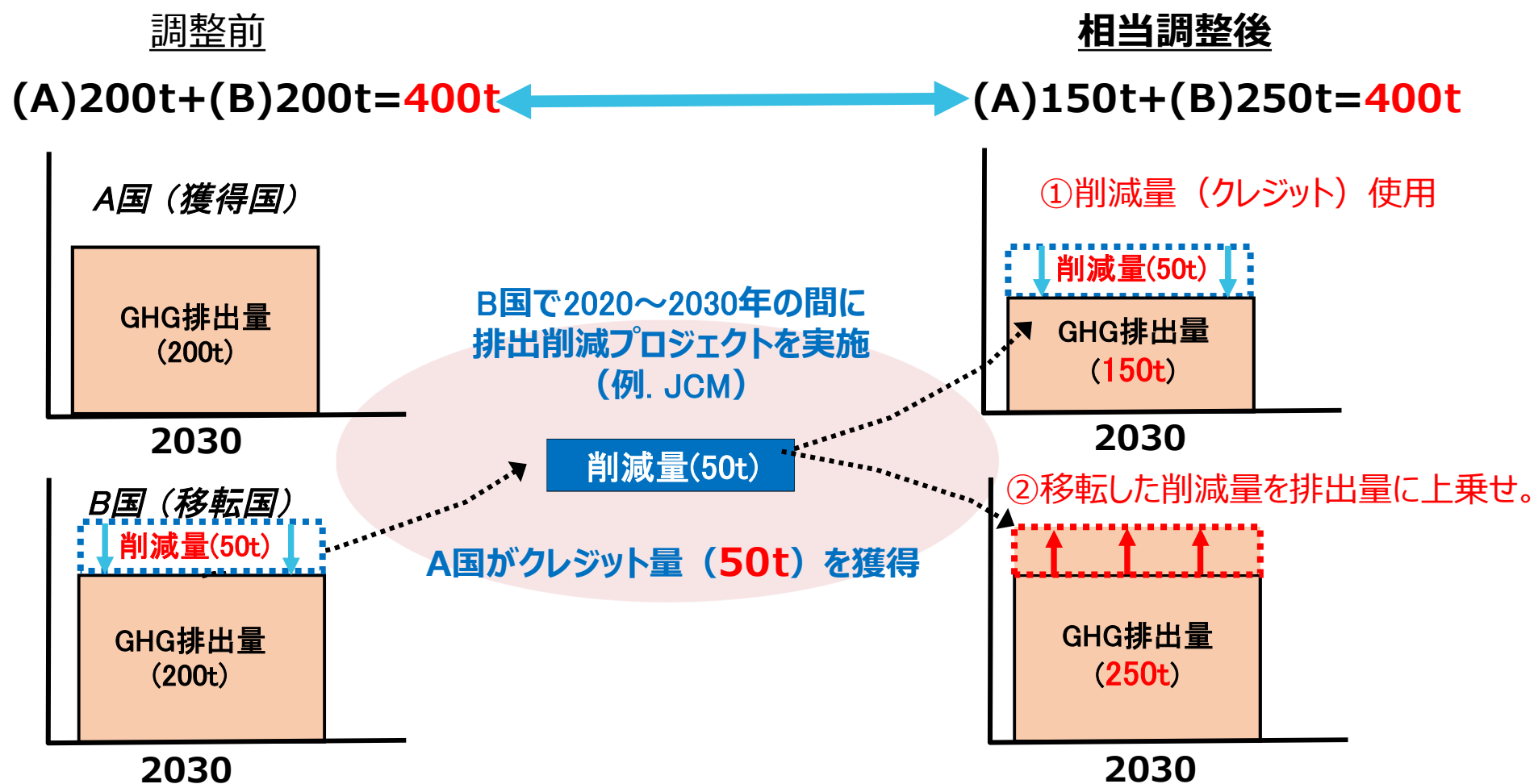
- 論点：京都メカニズム下のプロジェクト及び2020年以前の削減クレジットをパリ協定で使えるようにするかどうか。

- ◆一部途上国（ブラジル）は、京都議定書の下での2020年以前の発行済クレジット・CDMプロジェクトは、**パリ協定下の6条4項国連管理メカニズムに自動的に移管**されるべきと主張。
- ◆先進国は、パリ協定は2021年以降の削減を対象とするべきとして、CDMクレジット・プロジェクトの自動移管に反対。



ダブルカウント（二重計上）を防止する相当調整

- ダブルカウント（二重計上）を防止するためには、移転された削減量が獲得国の目標達成にのみ使用されていることが必要である。



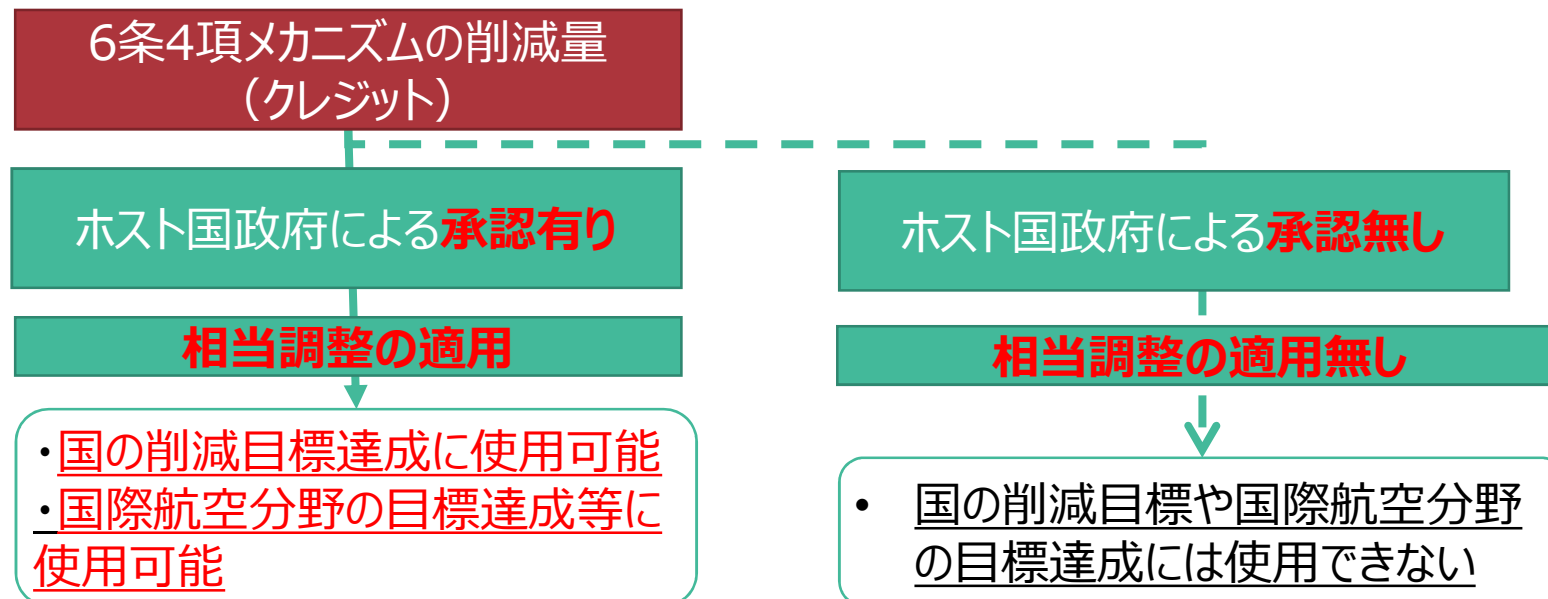
日本提案（二重計上防止の承認案）

問題の背景

- 一部の途上国は、二重計上防止ルール（相当調整）の6条4項メカニズムへのルール適用免除や猶予期間の設定などを主張。6条の合意に向けた重要論点の一つであった。

日本提案

- 我が国より、6条4項メカニズムのプロジェクトを実施する**ホスト国が「承認（Authorization）」**するクレジットに対して相当調整が適用され、パリ協定に基づく各国の削減目標（NDC）及び国際航空分野などの目標達成に活用可能するルール案を提示。
- 本提案は**ホスト国が相当調整の適用を決める事が出来ること、ルールの適用免除や猶予期間の設定等が不要**となることから、多くの国が支持、6条交渉妥結のブレークスルーとなった。



主な交渉議題： 13条（透明性）

背景

- COP24では、GHGインベントリ報告におけるIPCC2006年ガイドラインの使用、個別の報告事項ごとに途上国の能力に応じて与えられる柔軟措置、NDC進捗報告における、比較可能性を担保するための共通表形式での報告等について実施指針として合意。
- COP25では報告表・様式の作成が議論されたが合意できず（パリ・ルールブックの一部）。以降COP26までの間、オンラインで数多くの技術的事項について話し合いが継続されたが、一部途上国は交渉プロセスとしての表・様式のドラフティング作業を拒否し、正式な議論の土台がないままCOP26へ。

COP26での交渉

- COP26初日にSBSTA議長主催の技術的会合により、これまでの議論を反映した表・形式が正式な交渉の俎上に上がり議論が開始。一部途上国より、能力不足や国の事情により報告できない事項等の存在を理由に行・列の削除や、表形式そのものの様式を否定する主張がなされ、閣僚級会合と同時に、数多くの専門家会合やハドルでの論点ごとの交渉が続けられた。
- 同時に途上国からは報告に係る支援を求める声も大きく、最後は地球環境ファシリティ（GEF）の議題における支援強化の約束とパッケージで、GHGインベントリ報告及び、NDC進捗報告ともに報告表に合意。
- なお我が国他多くの国の支持により、2019年IPCC京都総会で採択されたIPCCインベントリガイドライン2019年改良版（いわゆる「京都ガイドライン」）の自主使用も認められた。

COP27に向けて

- キャパシティ・ビルディングを含む報告のための支援のあり方については新たな議題の下継続して議論。
- インベントリ報告に必要なソフトウェアの開発状況報告、報告書レビューのトレーニングプログラムについてSBSTAの下議論継続（特に実施指針には規定のない、ロスダメ等）。
- 今後6条の作業計画で詳細が議論される中で追加的な作業が必要になる可能性は有り。

主な交渉議題：NDCの共通の実施期間（コモンタイムフレーム）

背景

- パリ協定第4条では5年ごとのNDCの通報が求められているが、NDCの実施期間や、目標年の数値は記載されず、以降の会合で議論することが定められていた（パリ・ルールブックの一部）。
- COP24では2031年以降のNDCについて議論することは合意され、COP25では実施期間を5年、10年、またはそれらの組み合わせとするかなど複数のオプションがだされるも、合意できず。
- 2020年から2021年にかけて専門家から閣僚級まで多くのオンライン会合が開催され、各オプションの技術的な整理については概ね尽くされた一方で、スイス・ルワンダによる閣僚級ファシリテーターの下でバイが並行して継続する中でCOP26を迎えた。

COP26での交渉

- 第1週のSBI会合において、SBI議長が作成したInformal noteを議論の開始点とすることに合意。第2週はSBI議長より示された9つの選択肢をベースに、HODsや閣僚級バイが開催。
- 第2週半ばに、5年間の期間を義務としつつ、2030年提出までは5年と10年を選択できるという案が提示されたが、それに対する各国からのコメントを踏まえ、最終的には、全締約国に対し、2025年に2035年目標、2030年に2040年目標を通報（以降、5年毎に同様）することを奨励する決定が採択された。
- なおNDC実施期間の開始年は明示なしだが、COP24での2031年以降のNDCを議論するという合意と合わせ読むと、2031-2035年、2036-2040年という5年期間が奨励されていると考えられる。

COP27に向けて

- 本議題の交渉はCOP26をもって終了となるが、NDCの5年ごと通報にむけて各国で国内での議論をすすめることとなる。

主な交渉議題：資金

背景

- **【長期気候資金】**COP下での本議題は、COP26で終了予定だが、COP25では継続を廻って対峙。1000億ドル未達成（2019年）で達成見込みが2023年とのOECD報告もあり、引き続き争点。
- **【新規合同数値目標】**CMAの下で、2025年以降の新規目標の議論をCOP26から開始予定。
- **【適応基金】**6条決着まで、交渉に入らないとする途上国の姿勢により、ルール16が続いている。

COP26での交渉

- **【長期気候資金】**2027年までCOPの下で同議題の継続審議が決定。交渉の外では、1000億ドル達成へ向けて、各国が資金のプレッジを表明。
- **【新規合同数値目標】**議論が開始された。既存の場（CMA、ワークショップ、閣僚級）の加え、「アドホック・ワークプログラム」が設置され、2022～24年で年4回（内SBで2回）技術的な議論がステークホルダーも交えて開始される。
- **【適応基金】**レビューについては、2022年までの作業が決定。理事会メンバーは継続審議となったが、別のサブ議題（理事会の報告）でパリ協定締約国の理事会への適格性基準が決定された。

COP27に向けて

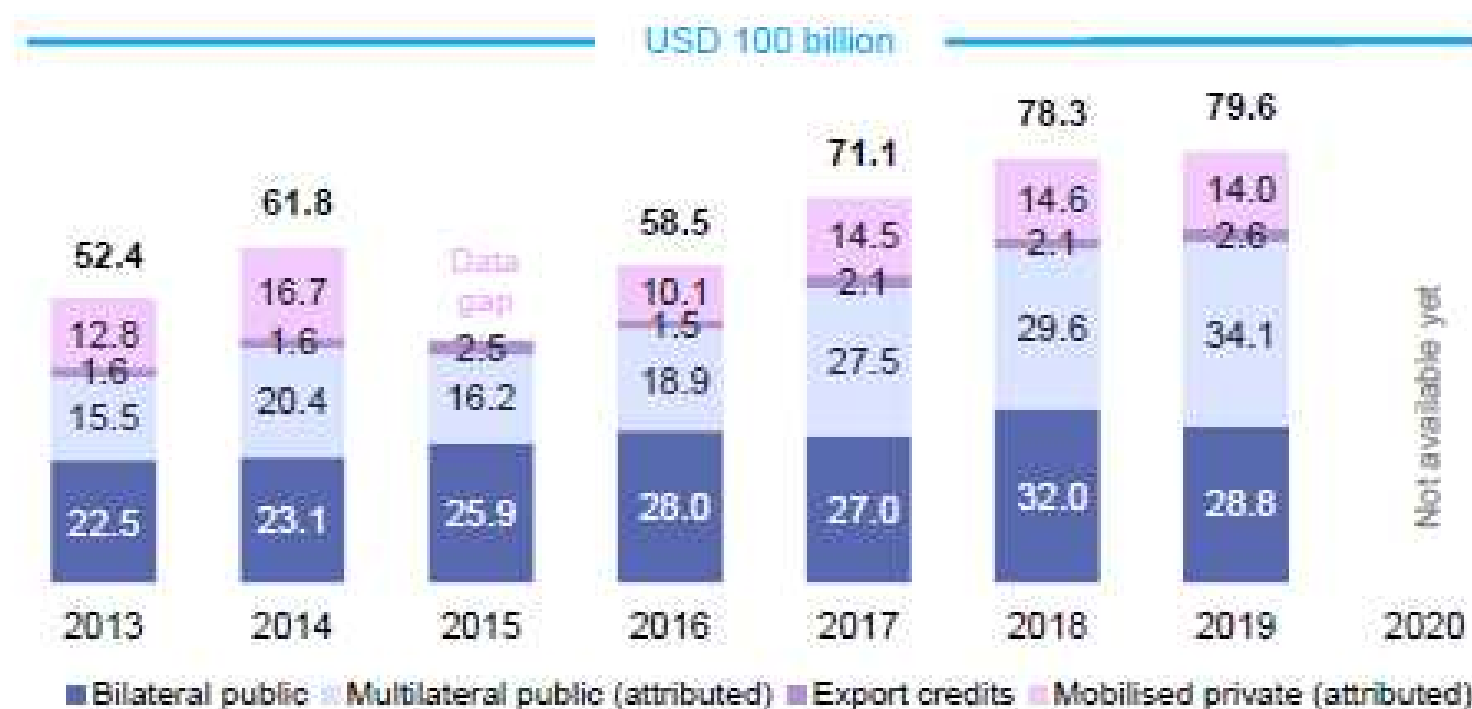
- 1000億ドル目標達成は2023年見込みであり、ギャップを埋めることが期待される。
- 新規合同数値目標のアドホック・ワークプログラムへの技術的インプット準備。インクルーシブな場を目指すので、国内の民間金融やマルチ・援助機関などステークホルダーとの意見交換も必要。

(参考) 気候資金の拠出状況 (OECD・DAC報告書)



先進国が提供・動員した気候変動資金は、**2019年に796億USD** (前年比2%増)
COVID-19流行は、2020年の目標達成をより困難にするとされる。

Figure 1.1. Climate finance provided and mobilised (USD billion)



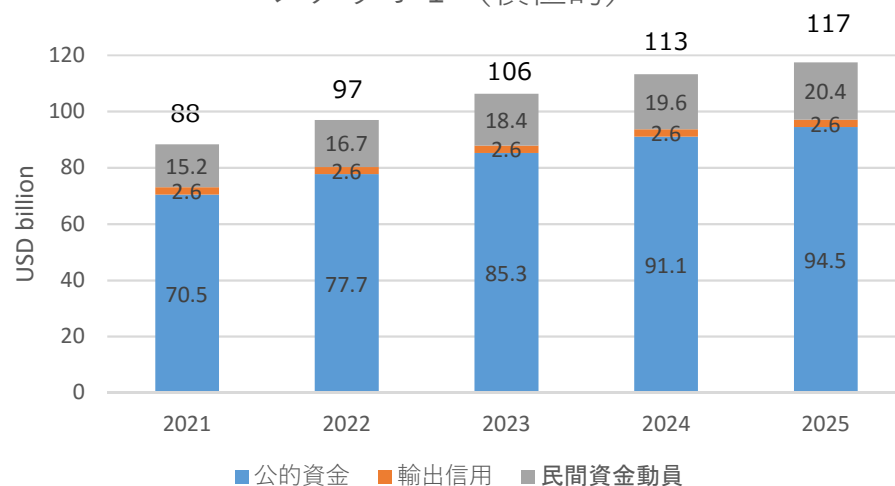
(出展: "Climate Finance Provided and Mobilised by Developed Countries: Aggregate trends updated with 2019 data", OECD・DAC, 2021年9月)

(参考2) 気候資金見通し (2021年10月 OECD報告書)

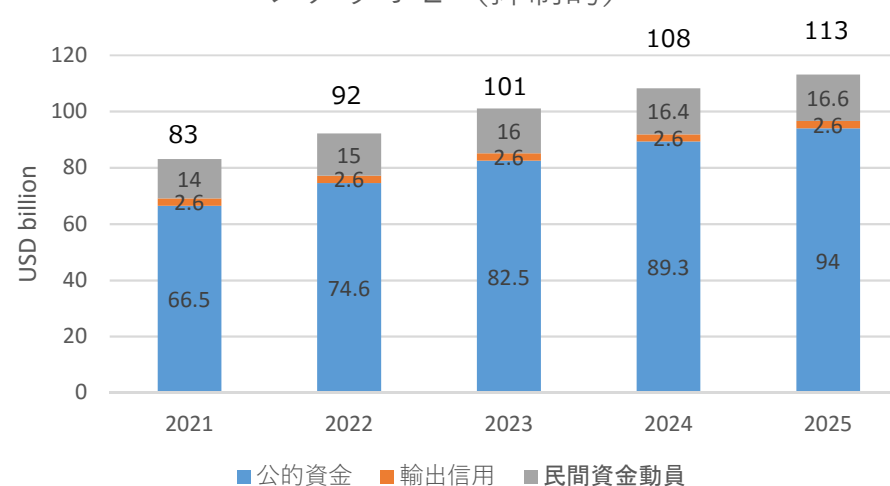


- OECDの推計によれば、先進国の気候資金総額は2022年には920-970億ドル、2023年には1010-1050億ドルに達する。

シナリオ 1 (積極的)



シナリオ 2 (抑制的)



主な交渉議題： 適応

背景

- 適応に関して、パリ協定第 7 条に、「**適応に関する世界全体の目標（GGA: Global Goal on Adaptation）**」が定められているが、その内容や運用については、特に定まっていない。
- GGAについては、これまで、パリ協定に基づく「適応委員会」で議論してきたが、途上国は、適応委員会は技術的な議論に終始し、資金を扱わないことから議論は不十分とし、具体的な検討をするためにCOP26（CMA3）において新規議題として追加することを主張していた。

COP26での交渉

- GGAについては、CMA3のサブ議題において議論されることとなった。我が国は、目標設定や進捗評価が各国の状況に応じて様々であり、GGAの具体化には、適応委員会等の専門家による技術的検討が確保される仕組みとすべき旨主張。
- 交渉の結果として、COPの補助機関（SBI及びSBSTA）が、適応委員会等の専門家の知見も活用しつつ、**今後 2 年間の作業計画「GGAに関するグラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画」を開始することが決定された。**

※ シャルム・エル・シェイクは、2022年にCOP27が開催される予定となっているエジプトの都市。

COP27に向けて

- 作業計画の一環として、各国の意見提出やワークショップ開催等を通じて、GGA達成に向けた各締約国のニーズ把握や進捗評価に向けて必要な検討を進めることになる見込み。
- 我が国としても、**科学的知見や国内施策のインプットを通じて、本作業計画に貢献していく。**

主な交渉議題：ロス＆ダメージ

背景

- ロス＆ダメージとは、気候変動の悪影響（気象についての極端な事象及び緩やかに進行する事象を含む。）に伴う損失及び損害を指す。
- 先進国は適応の範囲内での対応と理解。途上国は、ロス＆ダメージへの対応のための追加的な資金支援を追求。

COP26での交渉

- 2019年の国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）で設置された、災害対策等に経験を有する専門組織等によって構成されるサンティアゴ・ネットワークの機能について議論が行われ、決定文書に盛り込まれた。
- また、2022年春からの補助機関会合（SBI）において、締約国、関連組織及び関係者の間でグラスゴー対話（Glasgow Dialogue）を立ち上げ、ロス＆ダメージを回避し、最小化し、対処するための活動への資金提供の取り決めについて議論することとなった。

COP27に向けて

- グラスゴー対話を通じて、ロス＆ダメージを回避し、最小化し、対処するための活動への資金提供の取り決めについて議論を開始し、SB60（2024年春）で結論。
- サンティアゴ・ネットワークの機能について、COP26における決定内容に引き続いて議論を継続。
- ワルシャワ国際メカニズム（WIM）のガバナンスに関する議論は、引き続き継続。

主な交渉議題：条約下長期目標の定期レビュー・GST

背景

- 【定期レビュー】長期（気温）目標等に関する第2回レビューを2020年より実施。
- 【GST】パリ協定14条に基づき、技術対話の準備期間が2021年より開始。

COP26での交渉

- 【定期レビュー】第2回専門家対話が開催、IPCC、UNEP等などから地球規模・地域視点での最新の科学的知見のについてインプットが行われた。また交渉としては第3回専門家対話（2022年6月予定）の開催に関するガイダンスが議論。
- 【GST】第1回グローバルストックテイクに向けた情報源リストの補完の必要性について検討し、（拡大されることなく）従前の合意に従って進めることで合意。

COP27に向けて

- 【定期レビュー】第3回専門家対話をSB56（2022年春）に実施し、2022年COP27で第2回長期目標の定期レビューを終了。**2024年COP29にて議題の継続を協議。**
- 【GST】SB56（2022年春）、SB57（2022年冬）、SB58（2023年春）の各会合にて技術的対話が計3回開催され、COP28（2023年冬）で成果物の検討を実施。
- 先進国・途上国の二分論等を求める内容とならないよう扱われる気候目標、適用、資金等情報のバランスに要注意。

主な交渉議題：キャパビル/気候エンパワメント行動(ACE)

背景

キャパシティ・ビルディング

- 条約・議定書の下での経済移行国（EIT）支援にかかる第5回レビュー（5年に1度）、議定書下の途上国支援のレビューを実施し、キャパビルに関するパリ委員会（PCCB）の年次技術進捗報告書の2020、2021年の2つが審議予定。2021年には条約・協定下の各機関の情報共有のための非公式協議グループ（ICG）が設置された。

気候エンパワメント行動（ACE：教育・訓練・普及啓発・若者等の参加・情報アクセス・国際協力）

- 「気候エンパワメント行動に関するドーハ作業計画」（2012年）の完了を受け、これをレビューし、次期作業計画の検討を行うこととなっていた。これに向けACEダイアログと分科会が開催されていた。

COP26での交渉

キャパシティ・ビルディング

- EIT支援は2026年の次期レビューに合意。EITがパリ協定下への支援拡大を主張したが、認められず。途上国支援については、議定書下のキャパビルについて既存決定の範囲の中で、実施継続を決定。
- PCCB報告とICG設置を歓迎、各国へ行動を求める特定の勧告については留意する中立的決定。

気候エンパワメント行動（ACE）

- 「気候エンパワメント行動に関するグラスゴー作業計画」（10年間）に合意。ACEの政策一貫性・調整された行動・ツールと支援・モニタリング評価と報告の4つを優先分野とする内容。
- 一部途上国反対により人権アプローチ等の文言が削除されたことに、ついて、SBIプレナリーでEU・AILAC・他の途上国から強い不満の発言がなされた。

COP27に向けて

キャパシティ・ビルディング

- 2022年PCCBでは、NDCと持続可能な回復と整合したキャパビルについて検討行う予定。

気候エンパワメント行動（ACE）

- 「グラスゴー作業計画」の短期アクションプランについてCOP27までに検討、決定を行う。

3. 我が国からの情報発信

- ・英国主催各種イベント**
 - ・ジャパンパビリオン、サイドイベント等**
-

公式プログラム、国際機関を通じた日本の取組の積極的発信（環境省分）

- 議長国プログラム、UNFCCC公式イベントにおいて日本の取組を発信
- 国際機関や他国主催のサイドイベント等も含め、13件のイベントにおいて発信

議長国プログラム、UNFCCCイベント

- 議長国プログラムの閣僚級セッション
(11/5 ユース及び11/8 適応で発信)
- UNFCCC主催イベント（気候ウィーク、マラケシュ・パートナーシップ、CCAC主催メタン・フロン等対策の閣僚級会合）

他国、国際機関等イベント

- 米国主催のフロン対策イベント、国際機関主催の適応や生物多様性、都市のサイドイベント等



正田地球審：議長国プログラム ユースセッション



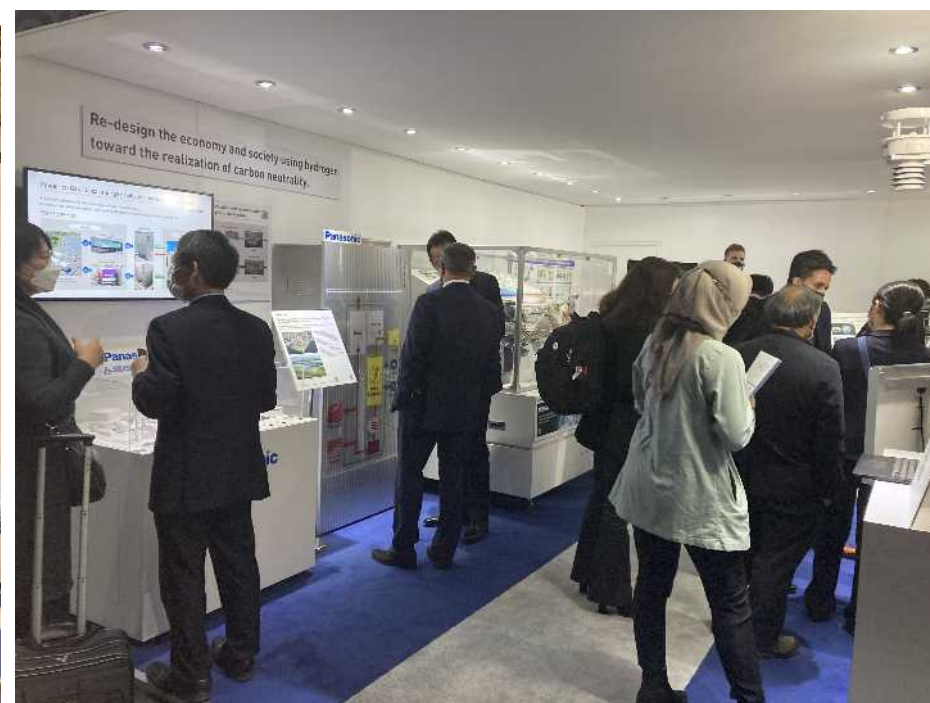
正田地球審：議長国プログラム 適応行動セッション



正田地球審：米国主催のフロン対策イベント 37

ジャパンパビリオン等を通じた日本の取組の積極的発信（展示）

- COP期間中、会場内に現地及びバーチャルのジャパンパビリオンを設置。セミナーの開催、脱炭素技術等の展示を実施。
- 日本国内の脱炭素に向けた取組、及び世界の脱炭素移行支援の取組を積極的に発信。
- 展示については、地域作り、食、モビリティ、エネルギー、新素材、衛星観測等多岐にわたる技術や取組を、現地会場（12社）とバーチャルパビリオン（33社）で発信



日本の取組の積極的発信：展示（実地）

	展示者	展示概要	ポイント
●生活／地域作り	福島脱炭素×復興	福島の原発事故からの復興と脱炭素の先進地域を同時に目指す「脱炭素・復興まちづくり」の取組を紹介し、今の福島について現状を正しく伝え風評払拭につなげる。	避難されていた方々も徐々に戻り、福島は震災を契機に環境先進地域を目指す先駆けとなっている。ジャパンパビリオンにおいては福島における環境再生や環境先進地域への取組について紹介すると共に11月10日に環境省主催のセミナーを開催する。
	CYJ: Climate Youth Japan（若者団体）	今回の東京五輪をサステナビリティの観点から評価するとともに、2025年大阪万博に向けて提言	日本の代表的な気候変動問題に関する全国的若者ネットワーク
●エネルギー	パナソニック	分散型電源として「定置用水素燃料電池」を活用し、地域の脱炭素化に貢献	初めて「定置用水素燃料電池」を特定エリアに社会実装
	三菱重工業	発電部門のゼロエミッション化を目指す高効率水素ガスタービン	発電効率でトップレベルのガスタービンで水素活用
	戸田建設	長崎県五島市における浮体式洋上風力発電の実用化	現地化策とコスト低減策のトータルソリューションはオンリーワン
●素材／資源循環	中国電力・鹿島建設・デンカ・ランデス・三菱商事	コンクリート製造時に大量のCO2をコンクリートに吸収・固定する技術を商業化	コンクリート製造時におけるCO2排出量を実質ゼロ以下にした世界初かつ商業化済みなカーボンネガティブコンクリート
	日揮グループ	プラスチックリサイクル率の大幅な向上を実現する、ガス化、油化、モノマー化の3つのケミカルリサイクル技術	世界で唯一の長期商業運転実績を有する3つのケミカルリサイクル技術を駆使し、難処理プラから多様な製品へのリサイクルが可能

日本の取組の積極的発信：展示（実地）

	展示者	展示概要	ポイント
● 衛星観測	JAXA (宇宙航空研究開発機構)	温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」や陸域観測技術衛星2号「だいち2号」などを用いて、温室効果ガス(GHG)排出量や森林などの吸収源を全球的に観測	10年以上にわたる全球のGHG観測データ、及び森林観測に有効な合成開口レーダによる全球森林データを保有するのは日本のみ
	IHI／住友林業	世界で唯一の持続可能な熱帯泥炭地管理モデルを、衛星観測・UAV・気象観測技術を活用することで世界中に普及。地球規模の気候変動対策に具体的なアクションを起こす。	科学的な実地データや最先端技術を用いた熱帯泥炭地管理は世界で唯一の取り組みである。
● CCS	三菱重工業株式会社	CO2回収技術とCCUSへの取組み	排ガスからのCO2回収装置の世界シェアトップ。回収率、再生純度、エネルギー効率も世界最高レベル。CO2回収技術にとどまらない幅広い技術・取り組みでCCUSバリューチェーンへ参画。
	日本CCS調査	苫小牧CCS実証試験の成果と将来の展望	大都市近郊で市民のご理解を得ながらCCSを行った苫小牧での実証試験は、世界に例のない取組
● その他	日立製作所	脱炭素に向けた日立の取り組みと、カーボンニュートラル社会へのトランジションをシミュレーションするCyber PoCを紹介	人とAIの協働により、AIだけ・人だけでは思いつかない未来シナリオを描き、不確実な将来に向けた政策策定・意思決定を支援する、文系知とのコラボレーションによるユニークな取り組み

ジャパンパビリオン等を通じた日本の取組の積極的発信（サイドイベント）

- COP期間中の約2週間にわたって、31件のセミナーを開催。（うち、8件に環境省出席）
- セミナーを通じて、**日本の脱炭素の取組**（都市・地域を基盤とした脱炭素社会や循環型社会等の構築、福島脱炭素と復興を同時実現する取組、企業や大学、NGO等によるアクション等）、**世界の脱炭素移行支援**（都市・地域レベルの脱炭素化の国際的波及、企業等の透明性向上支援、JCM等）に関する様々な取組を紹介。

- 我が国の都市・地域を基盤とした日常に根付いた多様で複層的な取組の推進により、脱炭素社会、気候変動に適応した社会、循環型社会を構築していくビジョン
- 福島における脱炭素社会と復興まちづくりを同時実現する先進地の創出にむけた取組
- 企業や大学、NGOや若者団体などによる脱炭素化のアクションや政府との協働
- 都市・地域レベルの脱炭素化を国際的に波及させていく取組
- アジアにおける企業等の排出量把握を促進する地域ガイドライン作成の取組

さらに、「東京ビヨンドゼロウィーク in グラスゴー」と題し、エネルギー移行に向けた様々な経路（パスウェイ）、イノベーション、アジアなどへのエンゲージメントの重要性について発信する複数のセミナーを実施。



日本の取組の積極的発信： セミナー日程（第1週目）



英国時間 /GMT (日本との 時差=9時間)	11/2(火)	11/3(水)	11/4(木)	11/5(金)	11/6(土)
10:30 ～ 12:00	国立環境研究所 「アジア太平洋地域の 気候変動にレジリエン トな社会に向けた情 報プラットフォームの構 築と活用」	太平洋気候変動セン ター 「太平洋地域での気候 変動に対する強靱性強 化：人材育成から気候 投資へ」	IGES 「透明性向上のための相互 学習プログラム」	東京大学 「ETI-CGCオフィ シャル・ローンチ：日 本の2050年カーボ ン・ニュートラルの pathwayを探る」	笹川平和財団 気候変動と海洋 —国連海洋科 学の10年による 貢献」
13:00 ～ 14:30	環境省、ICLEI、地 球環境戦略研究機 関(IGES) 「地域版脱炭素ドミ ノ：日本・アジアから 世界へ」	JICA、海外環境協力 センター(OECC) 「東南アジア諸国にお ける脱炭素・強靱な社会 実現にむけたパリ協定の もとの気候変動対策～ベ トナム、タイ、インドネシアにお けるJICA協力からの教訓～」	JICA緒方貞子平和開発 研究所、法政大学、桜美 林大学、OECC、IGES 「SDGs レジーム下における 新興国の環境・気候変動 政策への取り組みとその課 題～開発協力のアプローチに関す る研究からの提言～」	東京大学 「東京大学の “Race to Zero”へ の参加決定：学生 との対話」	
15:00 ～ 16:30	環境省 「パリ協定の目標達成 状況の観測・監視に 向けた日本の貢献」	環境省 「気候変動対策としての NbSとそのマルチベネ フィット」	笹川平和財団 「沿岸域のレジリエンス強化 に向けて —CORVIプラッ トフォーム」		
17:00 ～ 18:30		国際エネルギー機関 (IEA) 「ネットゼロ移行における 水素の役割」	国連大学サステイナビリティ 高等研究所、OECC 「脱炭素化とSDGs —国 連大学の役割—」		

日本の取組の積極的発信： セミナー日程（第2週目）



英国時間	11/8(月)	11/9(火)	11/10(水)	11/11(木)	11/12(金)
10:30 ～ 12:00	OECC 「JCM実施によるステークホルダーへの様々なベネフィット」	日本経済新聞 「NIKKEI脱炭素プロジェクト特別セミナー 先進企業と考えるカーボンゼロ社会への道」	環境省、IGES、OECD、ICLEI 「脱炭素ドミノを通じたゼロカーボン都市の推進・地域版脱炭素ドミノ：日本・アジアから世界へ」	環境省 「脱炭素社会への移行に向けたグリーン水素の国際サプライチェーン構築」	経済産業省 「カーボンニュートラル政策 Japan Initiative（仮）」
13:00 ～ 14:30	Climate Youth Japan (CYJ) 「ユースの視点から見る東京五輪と大阪万博」		環境省 福島再生・未来志向プロジェクト推進室 「あれから10年。福島、その先の環境へ。」	地球環境産業技術研究機構 (RITE)、国際応用システム分析研究所 (IIASA) 「エネルギー需要部門の技術・社会イノベーションと国際モデル比較」	環境省 「民間企業による気候行動の透明性強化 ～アジアにおけるコイノベーションのための透明性パートナーシップ (PaSTI) の活動から～」
15:00 ～ 16:30	気候変動イニシアティブ (JCI) 「今こそゼロへ、気候危機に挑む日本の非政府アクターたち」	経産省、経済産業省、NEDO 「ICEF2021“2050年へのカーボンニュートラルの道筋”、ロードマップ発表イベント」	経産省、NEDO 「JCM と CEFIA を通じたアジア地域のエネルギー・トランジションに貢献する日本のグリーンイノベーション」	環境省、地球環境研究機関、国立環境研究所 「アジアの炭素中立実現に向けて－AIMモデルによるアジアと日本、未来志向の協働」	
17:00 ～ 18:30	経済産業省 「衛星データを活用した、オールジャパンで取り組む持続可能な熱帯林・熱帯泥炭地管理」	産業技術総合研究所(AIST) 「カーボンニュートラル社会の実現に向けたAISTの挑戦」	CHAdemo協議会 「CHAdemo V2G による気候変動への挑戦」	環境省 「循環経済×カーボンニュートラル」	

4. COP26を受けて ～6条実施について～

● 気候行動の重点化

- 日本としては、2050年カーボンニュートラルに向け、2030年までの「勝負の10年」において、温対計画等に基づき、目標達成に向けて着実に取り組む。
 - ◆ イノベーション（グリーン成長戦略等）
 - ◆ 地域脱炭素の加速化（新たな交付金制度・財政投融资等）
 - ◆ ライフスタイルの転換（グリーンライフ・ポイント等）

● パリ協定ルールブックの完成：世界的な脱炭素競争時代へ

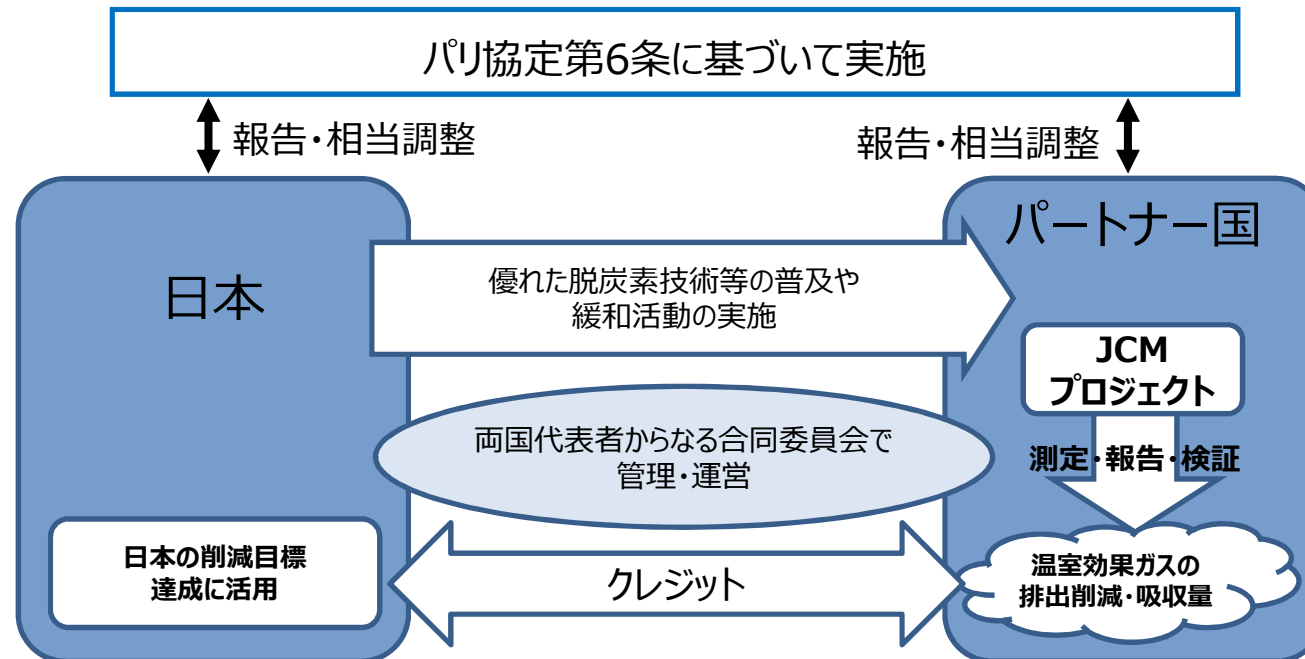
- 市場メカニズムの世界的拡大への貢献。JCM等を通じた日本企業が有する脱炭素技術、ソリューションの海外展開の後押し
- 都市間連携を通じた、日本の地域脱炭素というアプローチの海外展開
- 適応ビジネスの海外展開

● COP交渉（今後続く）

- 緩和（野心及び実施の規模を緊急に拡大するための作業計画等）
- 適応（適応に関する世界全体の目標：GGA等）
- 資金（2025年以降の資金動員目標：新規合同数値目標等）
- ロス&ダメージ（グラスゴー対話等）

JCMの基本概念

- 優れた脱炭素技術等、製品、システム、サービス、インフラの普及や緩和活動の実施を加速し、途上国の持続可能な開発に貢献。
- パートナー国で実施される緩和行動を通じて、日本からのGHG排出削減又は吸収への貢献を定量的に適切に評価し、それらの排出削減又は吸収を日本及びパートナー国の排出削減目標の達成に活用する。
- パリ協定第6条に基づいて実施し、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。



JCMパートナー国

- 日本は、2011年から開発途上国とJCMに関する協議を行ってきており、モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピンとJCMを構築。



【モンゴル】
2013年1月8日
(ウランバートル)



【バングラデシュ】
2013年3月19日
(ダッカ)



【エチオピア】
2013年5月27日
(アジスアベバ)



【ケニア】
2013年6月12日
(ナイロビ)



【モルディブ】
2013年6月29日
(沖縄)



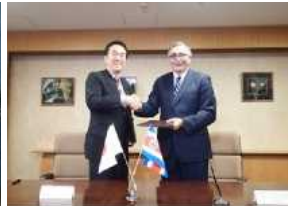
【ベトナム】
2013年7月2日
(ハノイ)



【ラオス】
2013年8月7日
(ビエンチャン)



【インドネシア】
2013年8月26日
(ジャカルタ)



【コスタリカ】
2013年12月9日
(東京)



【パラオ】
2014年1月13日
(ゲルルムド)



【カンボジア】
2014年4月11日
(プノンペン)



【メキシコ】
2014年7月25日
(メキシコシティ)



【サウジアラビア】
2015年5月13日



【チリ】
2015年5月26日
(サンティアゴ)



【ミャンマー】
2015年9月16日
(ネピドー)



【タイ】
2015年11月19日
(東京)



【フィリピン】
2017年1月12日
(マニラ)

二国間クレジット制度（JCM）について※Joint Crediting Mechanism

- 途上国等への優れた脱炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの排出削減への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標の達成に活用。
- 本制度を活用し、環境性能に優れた技術・製品は一般的に初期コストが高く、途上国への普及が困難という課題に対応（JCM資金支援事業等のプロジェクト組成に係る支援を実施中）。

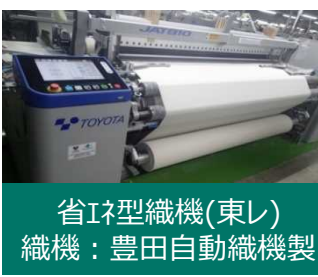
再エネ



省エネ（産業）



省エネ（民生）



省エネ（都市）



廃棄物



交通



JCM 設備補助事業・業種別参画企業

86社が代表事業者として参画（H25～R2 採択事業者）

卸売業	伊藤忠商事、稲畑産業、兼松、豊田通商、豊通マシナリー、日本紙パルプ商事、ファームドウ、ユアサ商事、丸紅
小売業	イオンモール、イオンリテール、ファーストリテイリング、ファミリーマート、ローソン
食料品	CPF Japan、エースコック、キリンホールディングス、サッポロインターナショナル、サントリースピリッツ、富士食品工業
化学・ゴム製品	大塚製薬工場、協和発酵バイオ、住友ゴム工業、バンドー化学、昭和電工マテリアルズ、三菱ケミカル
繊維・ガラス・土石	AGC、TOTO、東レ、日清紡テキスタイル
非鉄金属	YKK
電機・電子、精密機器	HOYA、WWB、シャープエネルギーソリューション、ソニーセミコンダクタ、第一実業、ティー・エス・ビー、富士・フォイトハイドロ、ミネベアミツミ、矢崎部品、リコー、日立ジョンソンコントロールズ空調、
機械、産業機械	荏原冷熱システム、兼松 KGK、前川製作所、三菱重工
輸送用機器	デンソー、トヨタ自動車
陸運、倉庫・運輸	日本通運、両備ホールディングス
建設業	JFEエンジニアリング、高砂熱学工業、トーヨーエネルギーファーム、日鉄エンジニアリング、日本クラント、ネクストエナジー・アンド・リソース、フジタ、裕幸計装
電気・ガス・熱供給・水道業	アウラグリーンエナジー、関西電力、キューデン・インターナショナル、北酸、メタウォーター、横浜ウォーター、リベラルソリューション、サイサン、出光興産、静岡ガス、自然電力
金融業	東京センチュリー、三井住友ファイナンス&リース
サービス業、その他	NTTデータ経営研究所、NTT ファシリティーズ、アイフォーコム、アジアゲートウェイ、関西環境管理技術センター、グローバルエンジニアリング、数理計画、長大、日本デピア、パシフィック・コンサルタンツ、ファインテック、早稲田環境研究所、加山興業、新日本コンサルタント、アラムポート

地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）抜粋

- 途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、**我が国のNDCの達成に活用するため**、JCMを構築・実施していく。これにより、**官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。**

インフラシステム海外展開戦略2025（令和3年6月改訂版）（令和2年12月10日）抜粋

- このため、我が国は、関係省庁連携の下、相手国の発展段階に応じたエンゲージメントを強化していくことで、世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。具体的には、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解した上で、風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギーマネジメント技術、CCUS／カーボンリサイクル等も含めた**CO2排出削減に資するあらゆる選択肢の提案**やパリ協定の目標達成に向けた**長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援**を行う、「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を推進していくことを基本方針とする。

脱炭素インフラニシアティブ ～JCMにより海外展開を促進する環境インフラ～

<2030年度目標>

- 官民連携でJCMプロジェクトの想定GHG排出削減量累計 1 億トンCO2程度を目指す（資金の多様化による加速化を通じて官民連携で事業規模最大 1 兆円程度）。我が国の排出削減目標にも活用。

⇒この実現に向け、JCM拡大の条件整備を図る。

(JCMにおける注力すべき分野)

1. 再エネ

(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、グリーン水素等)



太陽光



風力

2. グリーン物流 (コールドチェーン含む)

(ノンフロン冷却装置、モーダルシフト、空港・港湾等)



高効率冷凍機



モーダルシフト

3. 廃棄物インフラ

(廃棄物発電、リサイクル施設、最終処分場等)



廃棄物発電



処分場改善 (福岡方式)

※ この他にも、省エネ設備、エネルギー有効利用、CCUS、フロン回収・破壊、浄化槽、REDD+等

パリ協定6条ルール交渉をリードし、世界に先駆けてJCMを実施してきた我が国として、今後も6条の実施のためのアクションを通じて、世界の脱炭素化に貢献する。

1. JCMのパートナー国の拡大と、国際機関と連携した案件形成・実施の強化

- インド太平洋を重点地域として、JCMパートナー国拡大の交渉を加速化（現状17のパートナー国）。
- 来年のCOP27エジプト開催も踏まえ、アフリカにおけるJCMの実施を強化。
- アジア開発銀行、世界銀行、国連工業開発機関（UNIDO）等と連携した案件形成・実施を強化。

2. 民間資金を中心としたJCMの拡大

- 民間企業において、JCMを通じた国際的な排出量取引市場への参加の関心が高まることを踏まえ、年内に経済産業省等の関係省庁等と、民間資金を中心としたJCMプロジェクト形成に向けた検討を開始。

3. 市場メカニズムの世界的拡大へ貢献

- 国連気候変動枠組条約の地域協力センター、世界銀行の市場メカニズム実施パートナーシップと連携し、政府職員・事業者の能力構築を支援。
- 6条の体制構築支援、6条実施の報告、実施プロジェクトによる削減量算定に必要な技術支援等を実施。

1. JCMパートナー国の拡大、国際機関と連携した案件形成・実施の強化

● インド太平洋を重点地域として、JCMパートナー国拡大の交渉を加速化

…現状の東南アジア等を中心とした17のパートナー国からの拡充を目指し、太平洋島嶼国や南西アジア等のインド太平洋地域を重点地域として交渉を加速化。

2021年度は日印環境政策対話、第9回太平洋・島サミット（PALM9）共同行動計画に基づきJCMに関するワークショップを実施。



● 来年のCOP27エジプト開催も踏まえ、アフリカにおけるJCMの実施を強化

…2022年のCOP27（エジプト）がアフリカでの開催が予定されていることも踏まえ、アフリカにおけるJCMの実施を強化



United Nations
Framework Convention on
Climate Change

● アジア開発銀行（ADB）、国連工業開発機関（UNIDO）、世界銀行等と連携した案件形成・実施を強化

…インド太平洋地域（ADB）、アフリカ地域（UNIDO）でのJCMの実施及び世界（世界銀行）における6条の理解増進とプロジェクト実施について強化。

ADBには、JCM信託基金を設置し、脱炭素技術導入に係る追加コストを支援。

2. 民間資金を中心としたJCMの拡大

- 民間企業において、JCMを通じた国際的な排出量取引市場への参加の関心が高まることを踏まえ、年内に経済産業省等の関係省庁等と、民間資金を中心としたJCMプロジェクト形成に向けた検討を開始。

…新たな地球温暖化対策計画では、JCMは2030年度までの累積で 1 億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量を目指すこととしている

…JCMの更なる活用にあたっては、官民連携を通じて温室効果ガス排出削減及び持続可能な開発に貢献するプロジェクトの形成をさらに強化・拡充するため、従来の設備補助等の拡充等だけでなく、民間資金を中心としたJCMプロジェクトの案件組成（民間JCM）を推進するための課題整理、実施促進が必要

…現時点のJCM実施スキームをレビューしつつ、民間事業者が自らの資金によりJCMを活用するに当たり、政府と当該民間事業者の役割分担、相手パートナー国とのJCM合同委員会での扱い方などの実務的な観点からの課題を整理し、実施促進策を検討する（検討成果はガイドラインとして取りまとめ予定）



3. 市場メカニズムの世界的拡大へ貢献

- 国連気候変動枠組条約の地域協力センター（RCC※）、世界銀行の市場メカニズム実施パートナーシップと連携し、政府職員・事業者の能力構築を支援。
- 6条の体制構築支援、6条実施の報告、実施プロジェクトによる削減量算定に必要な技術支援等を実施。

…今後はパリ協定第6条の世界的な迅速な運用に向け、日本が支援してきたアジア太平洋地域の地域協力センター（RCC）で取り組んできた経験やネットワークを十分に活用し、以下の活動支援を実施



- 6条プロジェクトのホスト国政府・事業者に対する6条ルール（関係ルール、相当調整など）についての理解向上ワークショップの開催
- 京都議定書下のクリーン開発メカニズム（CDM）プロジェクトのパリ協定の6条4項メカニズムへの移管に向けたホスト国内におけるプロジェクト承認体制の構築支援
- 事業者及びホスト国政府への6条4項メカニズムに適用される方法論の開発支援
- RCCネットワークを活用した中南米、アフリカ、中東との情報・経験共有 等

6条の実施に向けた国際会議の開催について



目的と獲得目標

- COP26後の6条実施方針として発表した関連する3つのアクションのうち、「市場メカニズムの世界的拡大への貢献」として、国際会議を開催し6条の議論を主導。
- JCMの経験を共有しつつ、6条の詳細ルール形成に向けて、各国政府及び関係事業者における体制や能力の構築実現を促進。
- 国際会議での議論を通じて、国連気候変動枠組条約の地域協力センター(RCC)が実施する支援事業を特定（6条の決定事項に貢献）。

会議概要

主催：**環境省、IGES**

協力：**UNFCCC事務局、COP26議長国（英国）等**

日程：①**2022年2月17日(木)**、②**3月7日(月)**（オンライン）

参加者：**各国政府、国際開発機関等担当者**（パリ協定の全ての締約国等に参加を呼びかけ予定）

発表予定国： UNFCCC事務局、米、EU、スイス、ブラジル、シンガポール等



参考 議長国イベント概要

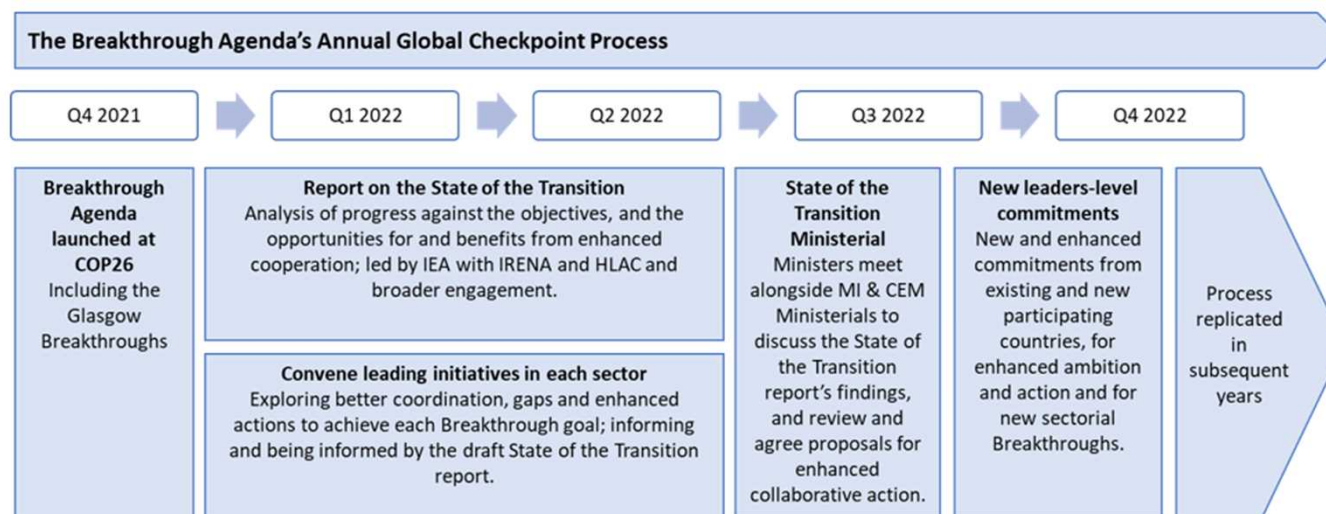
グラスゴー・ブレイクスルー

- グラスゴー・ブレイクスルーは、パリ協定の目標を達成するために必要なクリーン技術の開発・展開を加速させるためにこの10年にかけて国際的に協調することを目指す英国のイニシアチブ。
- 具体的には、電力・陸運・鉄・水素・農業の分野で2030年に向けて世界全体が目指すべき方向性を提示。日本は、全体に承認するとともに各国が招待を受けていた4分野（農業以外）に参加。
- G7全加盟国、中国、豪州、インド、トルコ等、42カ国・地域が賛同。

各セクターの内容

- ① **電力**: 2030年までに全ての国の電力需要を効率的に満たすためには、グリーンな電力が最も安価で信頼できる選択肢となること。
- ② **陸運**: ZEVが日常的なものとなり、2030年までに全ての地域でアクセス可能・手頃・持続可能なものとなること。
- ③ **鉄**: 2030年までにすべての地域で、効率的で、ゼロ排出に近い鉄鋼生産（near-zero emission steel）が確立され、世界市場ではそうした鉄鋼が望まれて選択されること。
- ④ **水素**: 2030年までに、手頃な価格の再エネ由来・低炭素水素が世界的に利用可能になること。
- ⑤ **農業**: 2030年までに、気候変動に強い持続可能な農業が世界中の農家に採用される選択肢となること。

年次グローバル・チェックポイント・プロセス



森林と土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言

- 概要（目的）：世界的な森林保全とその回復促進を含む取組を強化する宣言。持続可能な開発と包括的な農村変革を実現しつつ、2030年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、逆転させるために、パートナーシップを組んで取り組むことを約束するもの。森林保全とその回復促進を含む6つの取組を強化するものとされているが、法的拘束力はないとされている。

プレッジ事項：

- 森林をはじめとする陸域の生態系を保全、回復を促進。
- コミュニティの強化、収益性の高い持続可能な農業の開発、森林の多面的価値の認識などを通じて、脆弱性を軽減し、回復力を高め、農村の生活を向上させる。
- 持続可能な開発、持続可能な産品生産・消費を推進する貿易・開発政策を促進。
- 農業の政策・プログラムを実施し、必要に応じて変更。
- 国際的な資金コミットメントを再確認、多種多様な官民のソースからの資金と投資を大きく増加させる。
- 森林・持続可能な土地利用・生物多様性・気候目標を推進する経済への移行を加速、資金の流れと国際的な目標との整合を促進。

<賛同した国>

日本、米国、EUをはじめ、141の国・地域が承認。

グローバル森林資金プレッジ

- 概要（目的）：2030年までに森林減少を終わらせることを目的とし、2021年から2025年の森林分野の気候変動対策に有志国で合計150億ドル（P：各国のプレッジ額により変更の可能性あり）の公的資金の確保を約束するもの。我が国からは、外務省予算を中心に262億円のコミットメントを行う予定。

プレッジ事項：

- 2021年から2025年の間、森林関連の気候変動資金として、総額で最低でも〔150〕億ドルを拠出することを約束。熱帯林国に成果のインセンティブを与え、行動を支援。
- 森林減少や土地劣化を2030年までになくし・増加させるための連携強化。
- 森林国が熱帯雨林消失の全体的な要因に取り組みまた野心を達成するためには、遙かに大きく予測可能な官民資金の流れにアクセスする必要があることを認識。民間セクターと緊密に協力し、大規模な変化を促進する民間からの重要な資金源をてこ入れするために、公的な気候変動対策資金を活用していく。
- 約束によって支援される活動の中心は、森林を保護・回復し森林減少・劣化を削減するとともに、地域コミュニティに届く利益を確保するプログラムへ参加を促進。
- 熱帯林の保全・持続可能な経営・回復を可能にする。これらは、支援・強化への活動とともに、成果支払いへの資金、キャパシティビルディングへの技術的・財政的協力を通じて実現

<賛同した国>

日本、米国、E Uほか、計12の国・地域が2021年～2025年に計120億ドルの拠出を約束。

コンゴ盆地森林の保護・持続可能な経営の支援に関する共同声明

■ 概要（目的）：グローバル森林資金プレッジの一環として出された宣言。

プレッジ事項：

- 世界で2番目に大きな熱帯雨林地域である中央アフリカのコンゴ盆地の森林から得られる生態系の財とサービスを認識。農業、水力発電、生物多様性の保全。
- 中央アフリカの森林国のハイレベルで部門横断的なリーダーシップが引き続き必要であることを認識。国際社会から官民を問わず長期的な資金援助を受ける必要。
- コンゴ盆地森林の保護・持続可能な経営・回復の維持・向上のためには、公的・民間を財源とする資金提供の増加が必要なことを認識。
- 2021年から2025年までの資金として少なくとも10億ドルの最初の共同拠出を発表。今後もこれを基に、官民の幅広い資金源からの融資や投資を拡大することを試みる。

＜賛同した国＞

日本、米国、EUほか、計12の国・地域と1団体が参加。

2021年～2025年に共同で15億ドル以上の拠出を表明

「森林・農業・コモディティ貿易(FACT)対話」ロードマップ

- 概要（目的）：森林減少を伴わない持続可能な農産物サプライチェーンの構築に向けた協力推進ロードマップ。森林やその他の重要な生態系を持続的に保護・管理しながら、農産物の持続可能な開発と貿易を促進する。

＜賛同した国＞

日本、米国、EU、ブラジル、インドネシア、コンゴ民主共和国を含む28か国・地域が共同声明を支持。

ACCELERATING A JUST RURAL TRANSITION TO SUSTAINABLE AGRICULTURE

- 概要（目的）：政策や支援の方向転換、イノベーションの拡大を通じて、健康的な食生活、強靱な生活と経済を実現し、同時に自然を保護し、地球温暖化を1.5℃以内に抑えるための行動と野心を紹介。

GET NATURE POSITIVE

- 概要（目的）：主要企業が「Get Nature Positive」キャンペーンを通じて自然保護へのコミットメントを表明。食品部門、金融・銀行、植林、グローバル・イノベーションなど、画期的な取り組みを紹介。

NATURE AND LAND USE IN DELIVERY OF THE PARIS GOALS

- 概要（目的）：政府、科学者、先住民族が、生物多様性と人々に恩恵をもたらしながら、気候変動への取り組みを強化するために、自然とともにどのように取り組んでいるかを探るセミナー。

Global Coal to Clean Power Transition Statement

- 概要： 排出削減対策が講じられていない石炭火力発電からの移行を加速することのビジョンを共有し、以下の事項を約束。
- プレッジ事項：
 1. クリーンな発電や省エネの導入を早急に拡大し、他の国が同様となるように支援すること
 2. 大規模経済国は2030年代(またはそれ以降可能な限り早く)、世界的には2040年代に(またはそれ以降可能な限り早く)、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電からの移行を達成するため、技術や政策をこの10年間に急速に拡大すること
 3. 排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の新規許可の発行の終了及び新規建設の終了、並びに排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援の終了すること
 4. 金融、技術、社会支援の枠組みを提供するための国内外の取組を強化すること

<賛同した国>

アルバニア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボツワナ、ブルネイ、カナダ、チリ、コートジボワール、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、エジプト、EU、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、インドネシア（1、2、4のみ賛同）、アイルランド、イスラエル、イタリア、カザフスタン（4のみ賛同）、リヒテンシュタイン、モルディブ、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ、ネパール、オランダ、ニュージーランド、マケドニア、フィリピン（1及び2、4の一部のみ賛同）、ポーランド（途上国扱いを主張）、ポルトガル、セネガル、シンガポール、スロバキア、ソマリア、韓国、スペイン、スリランカ、ウクライナ、英国、ベトナム、ザンビア（計47カ国）

スライド 64

- A1** https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/pdf/016_03_00.pdf
作成者, 2022/01/04
- A2** <https://ukcop26.org/global-coal-to-clean-power-transition-statement/>
作成者, 2022/01/04

Powering Past Coal Alliance (PPCA)

- 概要： 排出削減対策が講じられていない石炭火力発電からクリーンエネルギーへの移行を促進に取り組む各国や地方政府等による連合。
- 目的：
 1. 政府や民間企業から既存の排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の廃止のコミットメントを確保する
 2. 新たな排出対策を講じていない石炭火力発電の建設の終了を促進
 3. 石炭火力発電の融資を制限するため、石炭からクリーンエネルギーへの投資を移行
 4. 雇用者やコミュニティの適切な支援を含む、持続可能で経済的で包括的な方法として、石炭廃止を達成。

＜賛同した国＞

● COP26における新規参加国（7カ国）

シンガポール（アジアで初めてPPCAに参加）、ウクライナ、チリ、モーリシャス、アゼルバイジャン、スロベニア、エストニア

● 現状参加国：48カ国（上記7カ国含む）

アルバニア、アンゴラ、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、デンマーク、エルサルバドル、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マーシャル諸島、モーリシャス、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ニウエ、北マケドニア、ペルー、ポルトガル、セネガル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ツバル、ウクライナ、英国、ウルグアイ、バヌアツ

※この他、自治体や機関が約120が参加

スライド 65

A3

<https://www.poweringpastcoal.org/news/press-release/new-ppca-members-tip-the-scales-towards-consigning-coal-to-history-at-cop26>
作成者, 2022/01/04

A4

<https://www.poweringpastcoal.org/news/PPCA-news/2021-in-review-looking-back-at-key-moments-end-of-coal>
作成者, 2022/01/04

International Public Support for the Clean Energy Transition

- 概要： クリーンなエネルギーへの移行と、化石燃料からの脱却に向け、国際的な公的支援を抑制に向けた連合。
- 主な取組：
 1. クリーンエネルギーへの移行に向けた支援を全面的に優先し、民間企業の投資を強化。この支援は、パリ協定の目標、地域社会、地域環境に「重大な損害を与えない」ように努力。
 2. 2022年末までに、1.5℃の温暖化制限とパリ協定の目標に合致する、限定的かつ明確に定義された状況を除き、排出削減対策が講じられていない海外の化石燃料への新たな公的直接支援を終了する。
 3. COP27以降も同様のコミットメントを実施するよう、各国政府、その公的輸出信用機関、公的金融機関に働きかけを促進。国際機関、特にOECDにおける多国間交渉を推進し、パリ協定の目標に合わせてガバナンスフレームワークを見直し、更新、強化も含む。署名国は、多国間開発銀行の理事会におけるアプローチの指針にもなる。。

<賛同国・組織>

フランス開発庁、アルバニア、ブラジルミナス州開発銀行、ベルギー、ブルキナファソ、カナダ、コスタリカ、デンマーク、東アフリカ開発銀行、エルサルバドル、エチオピア、欧州投資銀行、フィジー、オランダ開発銀行、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、アイルランド、バチカン市国、アイスランド、イタリア、ヨルダン、マリ、マーシャル諸島、モルドバ、オランダ、ニュージーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン、南スーダン、スリランカ、スウェーデン、スイス、英国、米国、ザンビア （合計39カ国・組織）

Youth and Public Empowerment

- 概要：プラットフォーム設置により、若者のエンパワメント、教育、トレーニング等を行い、気温上昇を1.5℃に抑えるための意思決定プロセスに若者の声を反映させることを目指し、教育大臣と環境大臣によるパネルセッションを実施。UNFCCC の公認子ども若者団体であるYOUNGO (the Children and Youth Constituency of UNFCCC) による関連イベントとして9月に開催されたYouth4Climateにおいて、400人の若者が作成したマニフェスト「地球のために学ぶ：気候のために行動する」や、前週にグラスゴーで開催されたCOY16（第16回国連青年会議）も踏まえた議論が行われた。

- プレッジ事項：

- 教材開発等、気候教育を国のカリキュラムに組み込む。
- 若者を含む多様なステークホルダーとの連携を強化する。
- COP27に先立ち、各国が進捗確認をする。

- 備考：日本からは正田地球審がパネリストとして出席



パネルセッションの様子。左から2人目が正田地球審

＜宣言した国と地域＞ イギリス連邦、日本（環境省と文科省でプレッジを提出）、カメルーン、ガーナ、マラウィ、マリ、モロッコ、シエラレオネ、エクアドル、メキシコ、ニカラグア、韓国、スリランカ、アルバニア、アルメニア、アンドラ公国、ベルリン（ドイツ）、フィンランド、ギリシャ、バチカン市国、ジャージー代官管轄区、オランダ、北マケドニア、スロバキア、スペイン、ウクライナ、コロンビア、フィンランド（計28カ国・地域）

Glasgow Financial Alliance for Net Zero (GFANZ) の概要

- ネットゼロへの移行を目的に設立された銀行、保険、アセットオーナー、運用機関等のイニシアティブの連合体
- 2021年4月、Mark Carney（前イングランド銀行総裁、国連気候変動問題担当特使）が設立を表明
- 2021年11月、イギリス・グラスゴーで開催されたCOP26において正式に発足
- 世界45ヶ国の450社を超える金融機関が加盟、資産規模は約130兆USドル（約1京4,800兆円）

COP26での公表内容

- GFANZの体制
 - 議長： Mark Carney（前イングランド銀行総裁、国連気候変動問題担当特使）
Michael R. Bloomberg（ブルームバーグ創業者、TCFD議長）
 - 副議長： Mary Schapiro（TCFD事務局長、元SEC委員長）
- 活動の進捗をG20 Financial Stability Boardに定期的に報告予定
- 欧州、米州、アフリカ、アジアに常設の事務局を設置予定

GFANZはUNFCCCが展開する“Race to Zero*”と連携。GFANZメンバーは“Race to Zero”基準を遵守する。

*世界中の企業や自治体、投資家、大学などの「非政府アクター」に、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを約束し、その達成に向けた行動をすぐに起こすことを呼びかける国際キャンペーン

“Race to Zero”基準

2050年までに、スコープ3を含む全排出量のネットゼロを達成するため、科学的根拠に基づくガイドラインを活用する
今後10年間で排出量を50%前後削減する2030年の中間目標（2030 interim target）を設定する
ネットゼロに向けた移行戦略を策定し、公表する
目標達成に向けた進捗を透明性のある形で毎年開示する
オフセットを活用する場合は、厳格な規制を適用する

GFANZのメンバーシップ

GFANZを構成する7つの金融イニシアティブ

Net Zero Banking Alliance (NZBA)
日本企業：5社

Net Zero Asset Owner Alliance (NZAOA) 日本企業：4社

Net Zero Investment Consultants Initiative (NZICI)

Net Zero Financial Service Providers Alliance (NZFSPA)

Net Zero Asset Managers Initiative (NZAM) 日本企業：9社

Net Zero Insurance Alliance (NZIA)

Paris Aligned Investment Initiative (PAII) *

*パリ協定に整合したポートフォリオ構築を支援する投資家のイニシアチブ

金融イニシアティブに加盟している日本企業（2021年11月時点）

NZBA	三菱UFJフィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、野村ホールディングス、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス
NZAM	アセットマネジメントOne、三菱UFJ国際投信、三菱UFJ信託銀行、Mitsubishi UFJ Asset Management (UK)、MU投資顧問、日興アセットマネジメント、ニッセイアセットマネジメント、野村アセットマネジメント、三井住友トラスト・アセットマネジメント
NZAOA	第一生命保険*、明治安田生命保険、日本生命保険、住友生命保険

*第一生命保険は、AXAやBlackRock、Bank of America等と共にGFANZの主要メンバー（19機関で構成）にも名を連ねる。

出所：GFANZ Progress Report p.97-102 (<https://www.gfanzero.com/progress-report/>)、GFANZ HP (<https://www.gfanzero.com/about/>),

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立

- 国際会計基準（IFRS）の設定主体であるIFRS財団は、2021年11月、COP26の開催に合わせ、サステナビリティ基準を設定するための新しい委員会であるISSB（国際サステナビリティ基準審議会）を設立。
- ISSBの今後の動きとして、2022年1 - 3月に基準草案を公表、意見募集し、2022年6月までに気候に関する情報開示の国際基準を策定することが見込まれる。

ISSBに関連する予定

時期	出来事
2021年11月	● IFRS財団がISSBを設立 ● 技術的準備ワーキンググループ（TRWG※1）が2種類の開示基準プロトタイプを開示 ✓ サステナビリティ関連財務情報開示に関する一般要求事項のプロトタイプ ✓ 気候関連の情報開示に関する要求事項のプロトタイプ
2022年1～3月	● 気候変動に関する基準の公開草案を公表※2
～2022年6月	● 価値報告財団（VRF）※3と気候変動開示基準委員会（CDSB）がISSBに統合 ● 気候に関する情報開示基準を最終化※2

※1 TRWGの議長はIFRS財団、参加者はCDSB、TCFD、IASB、VRF、WEF、オブザーバーはIOSCOとIPSASBである

※2 IFRS財団ではなく、連携を掲げているIOSCO（証券監督者国際機構）が示したスケジュール

※3 国際統合報告評議会（IIRC）とサステナビリティ会計基準審議会（SASB）が合併し、2021年6月に設立した団体

出所）IFRS財団ウェブサイト、<https://www.ifrs.org/groups/technical-readiness-working-group/#about>、<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/groups/trwg/summary-of-the-trwg-work-programme.pdf>、<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/11/ifrs-foundation-announces-issb-consolidation-with-cdsb-vrf-publication-of-prototypes/>
IOSCOウェブサイト、<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD678.pdf>（いずれも閲覧日：2021年11月8日）

気候変動リスクに係る金融当局ネットワーク（NGFS）

- ◆ NGFS(Network for Greening the Financial System)は、**気候変動リスクへの金融監督上の対応を検討**するため2017年12月に設立された、**中央銀行・金融監督当局のネットワーク**
- ◆ 欧州中央銀行のフランク・エルダーソン氏を議長、仏中銀を事務局とし、100の中銀・金融当局が加盟（2021年11月現在）
日本からは、**2018年6月に金融庁、2019年11月に日本銀行が加盟**



COP26におけるNGFSの動き

- ✓ パリ協定の目的に沿った世界的な気候変動対応に貢献する意思を表明するため、NGFSのこれまでの実績及び今後の取組みを示す「**NGFSグラスゴー宣言（NGFS Glasgow Declaration）**」を公表
- ✓ 同宣言の公表に合わせ、ネットワークに参加する一部のメンバーがサステナブルファイナンスに関する取組み方針を公表。
- ✓ 日本からは**金融庁が金融行政方針**を、**日本銀行が気候変動に関する日本銀行の取組方針**を同宣言に先立って公表。

NGFSグラスゴー宣言の概要

※環境省による仮訳

- ✓ NGFSは、**パリ協定の目標達成に必要な行動をとる意思を再確認し、金融システムをグリーン化させるための取組を拡大・強化**させていく。
- ✓ **気候変動及び環境課題の緊急性・深刻性**を踏まえ、NGFSは**気候関連・環境関連リスクに対する金融システムのレジリエンスを向上させるための取組を拡大・強化**させていく。
- ✓ また、**持続可能な経済への移行を支えるために必要な資金の流れの拡大を促す**ていく。

High-Level Ministerial Dialogue on Adaptation Action(適応行動に関する閣僚級対話)

- 目的：適応に、緩和と同等の優先順位を与え、適応の議論及び現場でのレジリエンス強化への行動を促進すること。具体的には、以下のとおり。
 - Adaptation communication、適応計画等により生まれた、適応行動に向けたモメンタム維持
 - 今後10年間の適応行動に必要な気候資金フローへの信頼を取り戻す
 - 2030年までの大胆な行動のため、社会全体でパートナーシップを構築

＜環境省正田地球環境審議官によるスピーチ＞



- 概要：各国閣僚級、国際金融機関、NGO等により適応行動の緊急性と必要性が強調された。

＜参加国＞

英国、カナダ、デンマーク、コスタリカ、ガーナ、フランス、オランダ、アメリカ、フィジー、コロンビア、ペルー、ソマリア、日本、アラブ首長国連邦、スウェーデン、スロベニア、ナミビア、セネガル、チリ、モルディブ、キルギス、コンゴ民主共和国（登壇順）
(計22カ国)

＜参加組織＞

Global Center on Adaptation、国連、YOUNGO、アフリカ開発銀行、世界銀行、カリブ開発銀行、OECD開発援助委員会、欧州投資銀行、Alliance for a Green Revolution in Africa, Seychelles Climate Change and Adaptation Trust, Willis Towers Watson（登壇順）

(計11組織)

New Mission Innovation Missions

- 概要（目的）：イノベーションに関わる4つの新しい「ミッション」に取り組むことを約束。その目的は、官民による研究・開発・実証投資とビジネスや金融の創意工夫を活用し、2030年までにグリーンエネルギーソリューションを代替技術よりも安価でアクセスしやすく、魅力的なものにする。具体的な「ミッション」は以下の通り。
 - **Urban Transitions Mission**: 2030年までに世界中の都市で少なくとも50の大規模な統合型実証プロジェクトを実施し、全ての都市が標準的な選択肢としてネットゼロ炭素ソリューションを採用可能な道筋を提供する。
 - **Carbon Dioxide Removal (CDR) Mission**: 二酸化炭素除去技術により、2030年までに世界で年間1億トンの二酸化炭素を正味で削減できるようにする。
 - **Net Zero Industries Mission**: 鉄鋼、セメント、化学などの重工業において、次の改修サイクルの終了時に排出削減を実現し、600億トン近いCO₂を削減、2050年までに産業部門をネットゼロエミッションの軌道に乗せる。
 - **Biorefineries Mission**: バイオベースの代替エネルギーをコスト競争力のあるものにする。

<参加した国>

インド、チリ、スウェーデン、アメリカ、サウジアラビア、カナダ、ノルウェイ、オーストリア、オーストラリア、オランダ、日本ほか（計22カ国）

<参加した組織>

欧州委員会、GCoM, IEA, WEF, UNFCCC, EIT Climate KIC, UNEP, IRENA ほか

COP26 declaration on accelerating the transition to 100% zero emission cars and vans

- 概要（目的）：「先進国等で 2035 年、世界で 2040 年以降の新車販売を電気自動車・燃料電池自動車のみとし、ハイブリッド車やプラグイン・ハイブリッド車の販売を認めない。」という宣言。

<賛同した国>

オーストリア、アゼルバイジャン、カンボジア、カナダ、カーボベルデ、チリ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エルサルバドル、フィンランド、アイスランド、アイルランド、イスラエル、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、スロベニア、スウェーデン、英国、ウルグアイ ※米、中、独、仏等是不参加
(計24カ国)

<賛同した組織>

11 社の自動車メーカー

BYD（中国）、フォード（米）、GM（米）、ジャガー（英）、メルセデス（独）、ボルボ（瑞）

Quantum Motors（ボリビア）、MOBI※、Gayam Motor Works（印）

Etrio Automobiles Private Ltd.（印）、Avera Electric Vehicle（印）

※ブロックチェーンを活用したモビリティに関するコンソーシアム、日本企業としてはホンダ、デンソー、トヨタモビリティ財団、ソフトバンクDriveが参加

41 地方自治体等

閣僚会合における自動車アクションプラン

- 概要（目的）：2022年以降、ZEBへの移行を支援するために、優先度の高い分野に関して関係国が取り組むことを記載。
- 優先分野：
 - 充電インフラ：民間部門との連携で世界的な充電インフラの共同ビジョンを設定。TFの設置。
 - CO2/燃費規制：共通理解の深掘り、効果的な規制・基準の共有。
 - 重量車のZEV移行ペースや技術の選択
 - グローバルなZEV移行の確保
- 備考：今回開催された、第4回閣僚級会合（ゼロエミッション車移行閣僚級会合：Zero Emission Vehicle Transition Council）でアクションプランを採択・公表。

<賛同した国>

英国、米国、スウェーデン、スペイン、韓国、ノルウェー、オランダ、メキシコ、日本、イタリア、インド、ドイツ、フランス、欧州委員会、デンマーク、カナダ、カリフォルニア州（計17カ国、地域）

Clydebank Declaration for green shipping corridors

- 概要（目的）：国際海運からのGHG排出削減のため、GHGを排出しないゼロエミッション船が運航される「グリーン海運回廊」の開設を目指すもの。

＜賛同した国＞ 日本、英国、オーストラリア、ベルギー、カナダ、チリ、コスタリカ、デンマーク、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、マーシャル諸島、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、米国
(計19カ国)

International Aviation Climate Ambition Coalition

- 概要（目的）：署名国が、パリ協定の1.5℃目標と一致し、2050年ネットゼロCO2排出に向けた業界の取組みを考慮して、ICAOによる野心的な長期目標の採択を支援するもの。

＜賛同した国＞ 日本、英国、ブルキナファソ、カナダ、コスタリカ、フィンランド、フランス、アイルランド、ケニア、モルジブ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、韓国、スペイン、トルコ、米国
(計18カ国)

BUILDING A BETTER WORLD TOGETHER: ACCELERATING DEEP COLLABORATION FOR BUILT ENVIRONMENT CLIMATE ACTION

- 概要（目的）：建物のバリューチェーンに沿った深いコラボレーションに焦点を当てた、UNFCCC分野におけるハイレベルイベント。パリ協定とCOP26の目標に向けてすべてのステークホルダーを結集し、気候変動とレジリエンスに関する既存の公的・民間のコミットメントと行動の影響力とアウトリーチを活用・拡大する共同アプローチを紹介。

CLIMATE LEADERSHIP OF SUBNATIONAL GOVERNMENTS IN THE UK AND BEYOND

- 概要（目的）：「Under2Coalition High Ambition」を紹介。また、連合の主要メンバーであるスコットランド、ウェールズ、北アイルランド、そして海外企業等が参加し、各自治体の野心と行動を紹介。

RACING TO A BETTER WORLD

- 概要（目的）：国連気候ハイレベル・チャンピオンが、非国家主体が野心から実行へとギアをシフトするための今後5年間の計画について概説。リーダーたちが、このビジョンを実現するためにどのような取り組みを行っているかを共有。

MINISTERS AND MAYORS ON BUILDINGS AS A CRITICAL CLIMATE SOLUTION

- 概要（目的）：国および地方レベルでの建築環境対策、コラボレーションの必要性、バリューチェーン全体を通じて政府が実現可能な枠組みを提供する必要性について議論。政策ギャップを埋める者として地方自治体を取り上げる。

Urban Climate Action programme (UCAP)

- 概要（目的）：英国はCOP26において、ネット・ゼロを目指す都市を支援する新しい都市気候行動プログラム（UCAP）に、新たに2,750万ポンドを拠出することを誓約。国際気候金融を通じて資金を提供し、アフリカ、アジア、ラテンアメリカの都市が、2050年までにカーボンニュートラルとなるための革新的な気候変動対策計画を実施し、排出量を削減するための低炭素インフラプロジェクトを準備することで、気候変動対策と持続可能な未来の創造を支援するもの。C40及びGIZにより実施される。